

**史跡 高天神城跡
保存管理計画策定報告書**

大東町教育委員会

史跡 高天神城跡 保存管理計画策定報告書

大東町教育委員会



浅野文庫『諸国古城之図』「遠江 高天神」





序

静岡県小笠郡大東町は、東海道の南に広がる小笠平野の西端に位置し、南は遠州灘に面する気候温暖な土地です。

ここに、今川氏が支城として高天神城を築き、戦国時代には武田・徳川軍が雌雄を決して城争奪戦を繰り広げました。この史跡高天神城跡は、一方向が尾根続きですが、三方が断崖絶壁という自然の地形を利用して築かれた天然の要害であるだけに、「高天神を制する者は遠州を制す。」といわれた難攻不落の城でした。このような城跡は中世・戦国時代を研究する上では切り離すことのできない遺跡であり、しかも、当時の遺構がそのまま残されていることから、城郭研究にも大変貴重な遺跡で、見学者も大勢訪れています。また、日本史研究上においても重要であるばかりでなく、郷土の歴史解明においても大変役立つものであり、そうした史跡が身近にあるということは私たち大東町民の誇りでもあります。そして、その史跡を保存管理することは、私たちの先祖が守り抜いてきた文化遺産を後世へ受け継いでいくことにもなり、大東町民の心の拠りどころとして、また、大東町の活性化にもつながっていくものと思われまます。この史跡が末永く保存され、さらに、歴史学習の場として活用されることを望みます。

尚、最後になりましたが、本事業実施にあたり史跡高天神城跡保存管理計画策定委員会の専門委員の先生方並びに町内各関係の委員の皆様には、お忙しい中、度重なる委員会にご出席いただいて様々な御意見を賜り、この保存管理計画が策定され報告書として刊行することができました。ここに記して感謝申し上げます。

平成8年3月

静岡県小笠郡大東町長 杉浦 徳雄

例 言

1. 本書は、史跡高天神城跡保存管理計画策定事業にかかわる策定報告書である。
2. この事業は、平成5年度から平成7年度にかけて、文化庁・静岡県補助を得て実施された国庫補助事業である。
3. この事業は、大東町が事業主体となり、史跡高天神城跡保存管理計画策定委員会の指導のもと、大東町教育委員会が事務局として実施された。
4. 本書の執筆分担は以下のとおりである。
 - ・第2章第2節及び第6章……………小和田哲男
 - ・第2章第3節……………千田 嘉博
 - ・第5章第1節……………後藤 元一
 - ・第5章第2節……………建部 恭宣上記以外については、本策定委員会・文化庁・静岡県教育委員会文化課の指導のもと、大東町教育委員会社会教育課鬼澤勝人が執筆した。尚、とくに、第3章第1節の2については本委員会山下晃委員の指導を受けた。
5. 巻頭のカラー絵図は、広島市立中央図書館浅野文庫所蔵の『諸国古城之図』より「遠江 高天神」を借用し、掲載許可をいただいた。
6. 本書巻末の古写真については、第1～3回委員の永田甲子男氏所蔵の8mmフィルムを借用し、転載させていただいた。
7. 本文中の写真は、6×7版モノクロフィルムを使用し、鬼澤が撮影した。
8. 本書の構成・編集は鬼澤がおこない、また、各委員の執筆分は極力原文のまま記載したが、若干用語等を統一した。

史跡高天神城跡保存管理計画策定報告書 目次

巻頭カラー絵図 浅野文庫『諸国古城之図』「遠江 高天神」

第1章 保存管理計画策定の目的と経過

- 第1節 保存管理計画策定の目的…………… 1
- 第2節 保存管理計画策定の経過…………… 3

第2章 高天神城跡—歴史と現状—

- 第1節 位置と環境
 - 1. 地理的環境…………… 7
 - 2. 歴史的環境と周辺の遺跡分布…………… 7
- 第2節 高天神城跡の歴史
 - 1. 今川氏時代……………10
 - 2. 徳川氏時代……………11
 - 3. 武田氏時代……………13
- 第3節 高天神城跡の構造
 - 1. 遺構調査のあゆみと課題……………15
 - 2. 遺構の確認……………15
 - 3. 遺構の評価……………19
 - 4. まとめ……………20
- 第4節 六砦の歴史と現状について……………22

第3章 高天神城跡の史跡指定の経過と現状

- 第1節 史跡指定に至った経過
 - 1. 史跡指定以前の研究と保存……………27
 - 2. 指定時の経緯とその後の経過……………28
- 第2節 高天神城跡の現状
 - 1. 古地名、呼び名、地元の活動……………30
 - 2. 地目別・所有者別面積……………31
 - 3. 現状変更件数／内容……………32

第4章	保存管理計画	
1.	基本的方針	35
2.	保存管理基準の区分と範囲	35
3.	追加指定	36
第5章	高天神城跡の将来への展望	
第1節	高天神城跡の整備の方向性について	
1.	整備の目的	39
2.	整備方針	39
3.	整備計画	40
第2節	高天神城跡をめぐる景観の形成について	42
第3節	整備と活用にむけて(短期計画)	44
第4節	整備への中期・長期計画	45
	①発掘調査	
	②遺構整備	
第6章	まとめ	47
巻末資料	(絵図面)	49
	(古写真集)	50

挿 図 目 次

第 1 図	大東町の位置及び周辺地形図	6
第 2 図	高天神城跡の位置及び周辺遺跡分布図	8
第 3 図	高天神六砦位置図	25
第 4 図	史跡高天神城跡指定範囲図	37・38
第 5 図	高天神城跡地形測量縄張図	別綴じ資料
第 6 図	高天神城跡周辺地形測量縄張図	別綴じ資料
第 7 図	史跡高天神城跡周辺地形測量図	別綴じ資料



第1章 保存管理計画 策定の 目的と経過

第1節 保存管理計画策定の目的

静岡県小笠郡大東町は、南に遠州灘を臨み、北には小笠山がそびえ、西には隣町大須賀町との境の山々が南へ張り出し、東は小笠平野が広がる立地条件にあり、東西約6km、南北約9km、人口約2万人の南北に細長い町である。主産業は農業で、主に米・お茶・メロン・イチゴ等が特産となっている。しかし、農業者人口も減少する傾向にあり、人口流出など様々な問題の中、積極的に企業誘致をおこない、大工場が棟を並べるに至った。さらに、東海道新幹線掛川駅や東名高速自動車道掛川ICの開設など交通網の発達により、大東町にもしだいに多種多様な開発がおこなわれるようになってきた。

こうした情勢の中、様々な文化財が徐々に失われつつあり、大東町の文化財保護行政では多くの課題の中、文化財保護施策を講じてきている。その中でも、国指定史跡高天神城跡の保存及び管理事業については、国・県の指導の下、地元の方々の協力を得て実施してきている。しかし、現状では史跡として各所に傷みが発生しており、個々の補修では間に合わなくなり、総合的な保存管理計画の必要性が叫ばれ始めてきた。

高天神城跡の歴史の詳細については次章のとおりであるが、中世・戦国期の有力武将、今川・武田・徳川の三氏が城を巡り争奪戦を繰り上げた山城である。また、三氏の重要な拠点として機能し、さらに、それぞれの典型的な山城築城技術が随所に残されている。しかも、現在の国指定範囲がすべて高天神社の神社有地であるので、開発から免れていることも、残存状態が良い理由の一つである。そして、この山城の歴史を解明することは、ただ単に城が明らかになるというだけではなく、城周辺の人々の生活や、あるいは、大東町の歴史までも解明されることになるのである。高天神城争奪戦で構築された六砦についても同様に、城の歴史から切り離すことのできないものと思われる。このように重要な史跡が町内に存することは、私たちの誇りであるとともに、私たちが先人から受け継いだ大切な財産を、今後も将来へ向けて、大東町そして日本の文化遺産として後世に残していかなければならないのである。

ところが現状において、高天神城跡は廃城以来約400年の歳月が経過しており、先程も少し触れたが、長年の風雨による浸食が激しくなっている。毎年の梅雨期になると雨水による浸食で本丸の土砂が流出し、石窟址上の土も流されてきている。さらに、御前曲輪址にある元宮東側などは、完全に表土が流出し、地山が露出している。また、井戸曲輪址の土砂流出も激しく、一時は高天神社の鳥居が傾くほどであったが、現在は防止工事の施工により浸食も止まっている。同様に、追手門址から本丸へ通ずる遊歩道が、土砂流出の水路となってしまい、V字状にえぐられている。こうした、年々の風雨による浸食だけにとどまらず、城跡内の樹木が松くい虫等で枯れており、他の種類の樹木でも樹齢の大きいものは立ち枯れが目立ってきている。こうなると、地中に深く張っていた根も弱くなり、夏の台風シーズンに台風が上陸すると、強風と大雨により土砂崩れが発生する。からめ手門から上がった三

日月井戸付近についても、平成3年9月の台風17号により土砂崩れが起きたため、復旧工事を実施した。このように年々の浸食等が激しく、これらに対する個々の修復は実施しているが、全体的視野で促えたものではないため、統一性もなく、応急的措置である。また、これらの自然災害による土砂崩壊等により、一部遺構の露出も見られ、山城としての地形が変わりつつあり、これは憂慮すべきことである。

近年、発掘調査の成果や、文化財の紹介がひんぱんにTV・新聞等で報道されていることからわかるように、人々の文化財に対する意識がしだいに高まってきている。高天神城跡も何度か紹介されたこともあり、年々見学者が多くなってきており、休日とはもかく、平日でも多くの見学者とすれ違うほどである。しかし、たくさんの見学者が訪れているにもかかわらず、保存状態の良い遺構があるところまで行く見学路が整備されていない。また、今までに高天神城跡の研究には多くの先達者がいたが、専門的な遺構調査や総合的な縄張り配置、または、発掘調査等による遺構の様子を明らかにすることなどは実施しておらず、したがって、案内板・説明板等の設置や遊歩道の拡幅、または補修のみの整備のため、遺構の状況がわかりにくく、高天神城跡の山城としての様相が、一般見学者には理解されにくい。

以上のようなことから、現在までのような特に手を入れない保存方法では、しだいに史跡としての地形が変わってしまう恐れがあり、また、見学者に理解されないのでは、史跡の活用という面からも、十分に機能していないといえる。したがって、今後の高天神城跡における専門的かつ総合的な保存方法あるいは管理方法を検討し、どのような方法で保存及び管理をしていくべきか、また、行政と地権者と地域がいかに関わり、対処し、理解していくべきかという、高天神城跡の進むべき方向性を定めることを目的として、史跡高天神城跡保存管理計画策定事業を開始した。

第2節 保存管理計画策定の経過

前節のとおり、目的を達成させるため、平成5年度から、文化庁・静岡県
の補助を得て、大東町が事業主体となり、同教育委員会が事務局として事業
を開始した。事業にあたって、まず、高天神城跡の現況地形図が必要であつ
たため、測量作業を実施するのであるが、広大な面積のため単年度では作業
期間及び予算面において困難であるので、2ヵ年度にわたる作業となった。
また、補助事業においては、地形測量図完成後に委員会を発足し、保存管理
計画を策定するのであるが、高天神城跡の場合は、史跡指定範囲と城跡の広
がりの整合性が不明確であり、測量すべき範囲の決定が難しいため、初年度
から史跡高天神城跡保存管理計画策定委員会を発足し、地形測量図に関わる
事項はすべて同委員会の指導のもとに実施した。

当事業の経過概要については、以下のとおりである。

〈史跡 高天神城跡保存管理計画策定事業経過概要〉

- 平成5年11月4日 千田・建部両先生による高天神城跡事前踏査
- 同年11月5日 第1回史跡高天神城跡保存管理計画策定委員会開催
- ・委員長に静岡大学教育学部小和田哲男教授を選出
 - ・測量範囲決定——広島市立中央図書館・浅野文庫所蔵の『諸国古城之図』『遠江 高天神』に描かれている範囲に準ずる。約718,000㎡
 - ・実測方法——

}	平成5年度は測量範囲の1/2を実施する。
	史跡指定範囲を含め、城跡周囲を1/500で実測する。
	実測範囲以外の周辺地域は既存の地形図を利用する。
- 平成6年2月5日 関口宏行先生（当時、吉田町立中央小学校）による踏査、縄張り等の現地指導
- 同年3月23日 第2回委員会開催
- ・平成5年度分の測量成果報告
 - ・次年度の測量範囲再検討
- 同年10月31日 千田先生による現地踏査、縄張り配置指導
- 平成7年3月22日 第3回委員会開催
- ・現況地形測量図・縄張図完成、成果品報告
 - ・保存管理計画（案）について
 - ・報告書目次（案）と執筆分担について
 - ・呼び名の統一は今まで通りとする
 - ・無名曲輪については地元の呼び名等を検討
 - ・六砦の概要説明と現地見学
- 同年10月16日 第4回委員会開催
- ・保存管理計画策定について

・報告書目次(案)について

同年11月14日 後藤先生による現地踏査

平成8年3月27日 第5回委員会開催

・報告書完成について

〈史跡 高天神城跡保存管理計画策定委員会〉

委員長 歴史学 小和田哲男 静岡大学教育学部

専門委員 城郭史 千田 嘉博 国立歴史民俗博物館考古研究部

〃 考古学 山下 晃 静岡県史編さん室長～県立吉原高校校長

〃 整備 後藤 元一 名古屋造形芸術大学～札幌市立高等専門学校

〃 建築学 建部 恭宣 日本建築専門学校

文化庁	記念物課調査官	服部 英雄	(第1回・第2回委員会)
	〃	伊藤 正義	(第3回～第5回委員会)
静岡県教育委員会文化課		鈴木 基之	(第1回～第3回委員会)
	〃	中山 正典	(第4回・第5回委員会)
〈町内関係委員〉	町長	神谷 庄平	(第1回・第2回委員会)
	〃	杉浦 徳雄	(第3回～第5回委員会)
	助役	杉浦 徳雄	(第1回・第2回委員会)
	〃	大倉 重信	(第3回～第5回委員会)
	町議会議長	大倉 重信	(第1回・第2回委員会)
	〃	二村 友次	(第3回委員会)
	〃	伊藤 喜一	(第4回・第5回委員会)
第1 常任委員長 (地元議員)		高塚 雅之	(第1回～第3回委員会)
〃 (〃)		鷲山 哲朗	(第4回・第5回委員会)
	地元議員	楠ヶ谷 喜好	(第1回～第3回委員会)
	〃	赤堀 茂	(第4回・第5回委員会)
	地元区長	三輪 隆	(第1回・第2回委員会)
	〃	大石 鉄郎	(第1回・第2回委員会)
	〃	縣 積雄	(第3回委員会)
	〃	宮口 照雄	(第3回委員会)
	〃	山崎 久雄	(第4回・第5回委員会)
	〃	春田 照夫	(第4回・第5回委員会)
土地所有者 (高天神社氏子総代)		永田甲子男	(第1回～第3回委員会)
〃 (〃)		中島 九一	(第4回・第5回委員会)
高天神戦国ロマンの里を育てる会会長		赤堀 達男	(第1回～第3回委員会)
〃		坪井 孝一	(第4回・第5回委員会)
	町文化財保護審議会会長	大石 信夫	(第1回～第5回委員会)
大東町教育委員会 教育長		青野 行雄	(第1回～第3回委員会)
〃		三輪 隆	(第4回・第5回委員会)
	社会教育課長	鈴木 治弘	(第1回～第3回委員会)
	〃	松永 正志	(第4回・第5回委員会)



高天神城跡遠景航空斜め写真

第1図 大東町の位置及び周辺地形図



第2章

高天神城跡 -歴史と現状-

第1節 位置と環境

1. 地理的環境

大東町の位置は前章で触れたので、ここでは、高天神城跡の地理的環境について概観する。尚、第1図を参照されたい。

高天神城跡は、大東町のほぼ真ん中付近より、やや西側に位置しており、高天神社が建っている地番は、大東町上土方嶺向字鶴翁山3136番地である。

この地域は、北にそびえる小笠山を源に発する下小笠川の浸食により南へ延びる丘陵が形成されており、さらに、小笠山礫岩層と土方泥岩層のすき間からしみ出る湧水から端を発した小河川の浸食により開析され、複雑に入り組んだ小支谷となっている。これらの小支谷は、ある程度、独立している丘陵がいくつか見られるが、このうち標高132mを最高位に持つ鶴翁山と称される山上に高天神城跡が存在する。ここは、北・東・南へと八手の葉のように台地が張り出しており、山城自体も複雑に入り組んでいるので、天然の要害となった。さらに、この周辺地域は、堅い層と比較的柔らかい層が互層をなし、堅い層だけが浸食に負けずに丘として残り、地層の傾斜の方向に斜面がゆるく傾き下がっている非対称な丘陵で「ケスタ地形」と呼ばれている。また、城跡内からは町内はもとより、小笠平野を一望し、遠州灘まで見渡すことができ、さらに、東方には牧之原台地も南端まで確認できる。

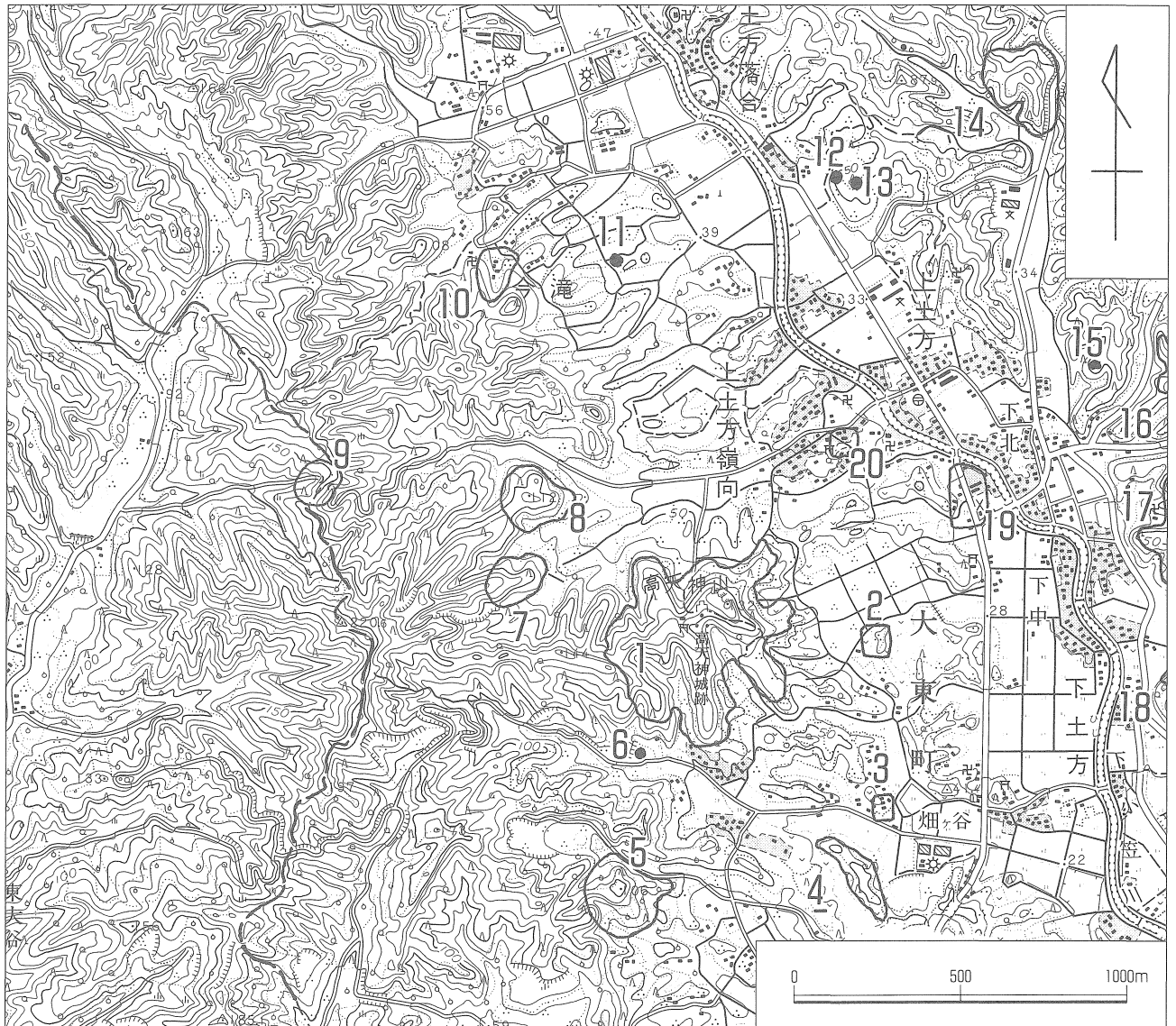
2. 歴史的環境と周辺の遺跡分布

前項のような地理的環境におかれた高天神城跡の周囲には、第2図のように、いくつかの遺跡が点在しているが、それらについて若干説明して歴史的環境の概観としたい。

大東町内の、現在までに確認されている遺跡の分布状況を見ると、縄文・弥生時代の遺跡は少ない。古墳時代後期になると、とくに佐東・中地区に集中して横穴群が築造されている。またそれとほぼ同時期と考えられる高塚式の古墳が、高天神城跡の南約500mの地点に「畑ヶ谷古墳」として1基確認されていたが、現在は消滅してしまっている。さらに、城跡より北方約1.2~1.5kmに位置するところにも「大谷田古墳」・「じょうげん1・2号墳」が確認されており、横穴式古墳としては、城跡北東約1.3kmのところに「笹ヶ谷横穴群」が確認されている。高塚式の古墳は消滅してしまっているが、「土方」という地名は、『日本書紀』・『古事記』など古くからの文書にも登場しており、この地を領有していた豪族の墓があった可能性もある。しかし、現在までに、住居址など人々の生活の痕跡が確認されておらず、土方地区の古代史は謎にまつまれている。

中近世になり、高天神城跡周辺には、高天神城に関連する砦跡や部将の屋敷跡の存在が示唆されており、現在までに、北から「長嶋河内館」・「萩原口砦」・「渥美源五郎屋敷」・「土方氏館」・「小笠原右京屋敷」・「畑ヶ谷砦」・「星川砦」・「林ノ谷砦」・「矢本山砦」・「渡辺金太夫屋敷」・「安威砦」・「惣勢山砦」

第2図 高天神城跡の位置及び周辺遺跡分布図



番号	名 称	番号	名 称
1	史跡高天神城跡	11	大谷田古墳
2	渡辺金太夫屋敷	12	じょうげん1号墳
3	小笠原右京屋敷	13	じょうげん2号墳
4	畑ヶ谷砦	14	能ヶ坂砦
5	星川砦	15	笹ヶ谷横穴群
6	畑ヶ谷古墳	16	火ヶ峰砦
7	林ノ谷砦	17	安威砦
8	矢本山砦	18	惣勢山砦
9	萩原口砦	19	土方氏館
10	長鳴河内守館	20	渥美源五郎屋敷

がある。しかし、いずれも本格的な調査は実施されていないため、その全容は明らかにされていない。



高天神城跡周辺航空真上写真

第2節 高天神城跡の歴史

1. 今川氏時代

高天神城が築かれた年代については、従来、応永23年（1416）に今川了俊によって築かれたというのが通説となっていた。今川了俊は、今川氏の年代に数えられる範国の二男で、遠江守護、駿河半国守護を歴任し、さらに、幕府の引付頭人や九州探題といった要職をつとめた室町時代初期の武将として知られている。

了俊築城の可能性が全くないわけではないが、しかし、応永23年というのは問題がある。というのは、そのころ了俊は蟄居同然の身で、しかも、その数年後には、90歳を越える高齢で没しているからである。

では、高天神城の築城はいつごろなのだろうか。遠江国は周知のごとく、守護職は今川氏から斯波氏に代わっている。そして、その斯波氏は、遠江のほか、越前、尾張の守護職も兼ねており、しかも、遠江の守護代を越前守護代の甲斐氏に兼ねさせていた。そのため、遠江は国人領主が割拠する状況になっていたのである。

中遠のいまの掛川市域を中心にして原氏、東遠では、いまの榛原町域を中心にして勝間田氏、いまの菊川町域を中心にして横地氏がいた。大東町域を本拠にしていた国人領主が誰だったのかわからないが、もしいたとすれば、高天神城に拠っていた可能性はある。

そののち、文明8年（1476）になって、駿河守護今川義忠が遠江に進攻し、勝間田氏と横地氏を滅ぼした。ところが、その凱旋の途中を勝間田氏、横地氏の残党に襲われ、義忠は塩買坂（小笠町高橋）で討死してしまったのである。

義忠のあとをついだのが今川氏七代目にあたる氏親であった。氏親は伯父北条早雲の支援を得て遠江に攻め入り、明応3年（1494）には殿谷城（掛川市本郷）を攻め落として原氏を逐っている。おそらく、大東町域もそのころ今川氏の勢力下に入ったものと思われる。

今川氏親は、高天神城跡のところの山が戦略的にすぐれていることに目をつけ、そこに重臣の一人を置くことにした。それが福島氏である。

もっとも、この福島氏も、これまでの通説では、福島佐渡守基正とその子上総介（兵庫頭）正成と解しているが、基正にしても正成にしてもたしかな史料にはみえず、疑問視されている。

確実なところでは、「大福寺文書」によって、永正10年（1513）以前に、福島左衛門尉助春という氏親の重臣が高天神城に在城していたことがたしかめられるだけである。

したがって、現時点では、高天神城は、明応3年（1494）から永正10年（1513）までの間に、今川氏親の命をうけた福島左衛門尉助春が築いたというように理解するしかない。

その後、福島氏は、天文5年（1536）の花倉の乱によって没落し、福島氏に代わって高天神城の城主になったのは小笠原氏であった。

小笠原氏は、系譜類では信濃守護小笠原氏の一族としているが、むしろ、京都系小笠原氏の流れと思われる。小笠原長高まで馬伏塚城（磐田郡浅羽町岡山）の城主であったが、長高の子春茂のときに、花倉の乱の勲功によって、福島氏没落のあとをうけて、高天神城に入った。

小笠原春茂の子が氏清である。氏清は古文書の署名では氏興とみえるので、その方が正しいものと思われる。そして、氏清＝氏興のあと、永禄7年(1564)ないし同12年(1569)に家督を譲られ、高天神城主となったのが小笠原与八郎長忠であった。なお、長忠の名も当時の古文書の署名では信興となっているが、長忠の名が有名なので、ここでは長忠で記しておく。

長忠が高天神城の城主になったのが、永禄7年なのか、5年後の同12年なのかによって前後の状況はずいぶんちがってくる。仮に永禄7年だったとすれば、徳川家康から勧降工作をうけて、それに応じたのは長忠本人だったことになり、永禄12年だったとすれば、勧降工作をうけたのが親の氏興であり、氏興は今川氏に対する忠節心から寝返りを拒み、子長忠に家督を譲ってしまったという解釈が成り立つ。

いずれにせよ、桶狭間の合戦後、三河で自立した徳川家康が、永禄11年(1568)12月、武田信玄と共謀して今川領国へ東西から同時に攻め込んだのは事実で、家康は、進攻の直前に、遠江の今川方支城の城主に対し勧降工作を行っていたのである。

今川氏の衰退、滅亡は誰の目にも予見されており、小笠原氏も、今川氏真を見限り、家康についたのである。

2. 徳川氏時代

こうして、高天神城は今度は徳川方の支城として位置づけられた。家康は、城をそのまま小笠原長忠にまかせている。家康に寝返った恩賞として、本領を安堵された形である。

長忠は、その直後から徳川軍の一員として働かされ、高天神城兵は徳川軍の一翼をになうことになり、永禄12年1月から5月までの掛川城攻めに動員され、また、元亀元年(1570)6月28日の近江姉川の戦いにも従軍している。

その翌年、元亀2年(1571)3月には、武田信玄が自ら20,000の大軍を率いて高天神城を攻めるということがあった。この以前から、家康と信玄の間に亀裂が生じていたが、対立はこれで決定的となった。もともと、このとき、信玄は本格的な高天神城攻撃は仕掛けていない。天嶮の要害に築かれた高天神城の様子をみて、力攻めで落とすのは容易でないと判断したものと思われる。結局、信玄は、重臣の一人内藤昌豊を高天神城の押えとして残し、自らは三河に進み、伊那を通して甲斐にもどっているのである。本格的な戦いにはならなかったが、これを第一次高天神城の戦いとよんでる。

ちなみに、『甲陽軍鑑』によると、このときの高天神城兵はおよそ2,000を数えたという。

信玄は、翌元亀3年(1572)、再び大軍を率いて遠江に進攻してきた。小笠原長忠は高天神城を守っており、信玄の25,000の大軍が、青崩峠を越え、犬居城の天野氏の案内をうけながら天方城、飯田城を落として南下してきたとき

には、高天神城を攻めるものと判断していたようである。

しかし、信玄軍は高天神城は攻めず、東海道に出ると進路を西に変え、そのころの家康が本拠としていた浜松城をめざす形をとった。事実、このときの信玄のねらいは浜松城だったのである。

ただ、いきなり、青崩峠から南下して浜松城を攻めたのでは、掛川城の城兵や、高天神城の城兵に背後を衝かれる恐れがあり、その両城の動きを牽制するためにそのような迂回作戦をとったわけである。

このあと、その年の12月22日のことになるが、浜松城に籠城していた家康は、城の北方、三方ヶ原台地に誘い出され、そこで完膚なきまで打ちのめされているのである。信玄の作戦勝ちであった。

仮にそのまま推移していれば家康は、信玄の軍門に降っていたと思われる。ところが、翌年、すなわち、天正元年(1573)4月12日、その信玄が病死してしまったのである。家康にしてみれば、まさに、九死に一生を得た思いであったろう。

信玄は死に臨んで、「三年喪を秘せ」と遺言している。子の勝頼はその遺言を守りつつ、周囲の敵と戦ったわけであるが、信玄の死はなかば公然の秘密となっても、信玄の死をさとられないようにと、積極的に戦いを仕懸けている。翌天正2年(1574)5月・6月の勝頼による高天神城攻めもそれであった。なお、この戦いを第二次高天神城の戦いとよんでいる。

勝頼が20,000とも25,000ともいわれる大軍で高天神城を包囲したのは5月12日のことであった。

城主小笠原長忠は、自分の2,000の兵だけで守り切ることは困難と判断し、すぐさま浜松城の家康のもとに後詰を要請した。その報告をうけた家康は、武田勝頼の軍勢の多さを聞いて、「自分だけで後詰に向かっても救出はむずかしい」と考え、すぐさま同盟軍である織田信長に出陣を依頼した。

家康としてみれば、「小笠原長忠が城をもちこたえている間に信長の援軍が到着し、一緒に後詰に向かおう」という作戦を考えたとであろう。



本丸址

小笠原長忠の懸命な防戦にもかかわらず、5月28日には、本丸、二の丸、三の丸に追いこめられる形になってしまった。そして、6月11日には堂の尾曲輪も落ち、本丸、二の丸のみになってしまった。

ところが、そのころになっても、後詰は到着しなかった。信長が越前一向一揆の討伐に手まどり、なかなか援軍に赴くことができなかったからである。

勝頼としては、父信玄ですら落とせなかった高天神城を何としても落としたいと考える。もたもたしていると、信長、家康の後詰が来てしまうという思いで必死だった。その必死の思いが、勧降工作を可能にした

といってもよい。

要するに、「開城すれば、長忠に駿河で一万貫の土地を与えよう」と、餅をちらつかせながら降服をせまったのである。何度もの援軍要請にもかかわらず、なかなか後詰にきてくれず、まさに落城寸前の状況だったこともあり、

長忠はその誘いに乗り、開城に応じてしまったのである。6月17日のことであつた。

ちなみに、その日、信長は援軍として遠江に到着しており、ちょうど、舟で今切の渡しを渡っているときであつたが、「高天神城が落ちてしまった以上、後詰は無意味」と兵を引いてしまったのである。

3. 武田氏時代

高天神城は、こうして武田勝頼の領有するところとなつた。勝頼は、一族で重臣の穴山梅雪に高天神城をまかせて甲斐に兵を引いた。しかし、穴山梅雪は駿河支配の責任者だったため、いつまでも高天神城の守りについてはいるわけにはいかなかった。

勝頼は、はじめ、やはり重臣の山県昌景を高天神城主として入れる予定でいたが、武田氏全体の戦略配置からみて、山県昌景を高天神城に入れる余裕はなかつた。そこで、家臣の横田甚五郎尹松を入れることになつたのである。ただし、城主という立場ではなく、城番としてであつた。

『甲陽軍鑑』によると、横田尹松は、穴山梅雪や山県昌景らにくらべると、ランクはずいぶん低く、足軽大将衆の一人であつた。しかも、このときまだ21歳と若く、勝頼にしてみれば、大抜擢の人事であつたと思われる。

ところが、そのあと、天正7年、(1579)から、城番が横田尹松から岡部丹波守長教にバトン・タッチされている。

なお、岡部丹波守の名乗りをここでは長教と記したが、ほかに、真幸・長保・元信ともみえ、一生の間に何度も名乗りをかえていたことが知られている。煩雑になるので、ここでは長教で統一しておく。

岡部長教は、もともとは今川氏の家臣であつた。今川氏滅亡後、武田氏に属し、遠江の小山城の守備についたこともあり、そこで徳川方の攻撃をはねのけた戦功は光っている。勝頼が横田尹松に代えて岡部長教を入れた背景にそのことがあつた可能性はある。

さて、城を取られた家康の方であるが、早くも城を取られた直後から、高天神城の奪回作戦を開始している。具体的には、天正2年8月に馬伏塚城を築いており、同4年には横須賀城を築き、高天神城攻めのための基地にしている。

高天神城に籠城する武田軍と、それを攻める徳川軍との間で、はじめて大がかりな軍事衝突があつたのは天正6年(1578)10月8日のことであつた。以後、城の周辺では小競りあいが何度もくりかえされている。

家康は、翌7年さらに8年にかけて、高天神城をとりまく形で砦を築き、さらに包囲網を縮めている。獅子ヶ鼻砦、中村砦、能ヶ坂砦、火ヶ峰砦、三井山砦と小笠山砦で、あわせて「高天神六砦」とよばれている。

このころ、城番は岡部長教で、軍監は横田尹松だつた。岡部長教は武田勝頼に後詰の要請をしていたが、横田尹松の方は、その必要はないと勝頼に連絡しており、結局、勝頼は後詰の兵を出さなかつた。

そして、天正9年(1581)を迎えた。城の包囲網はさらにせばめられ、兵糧も底をつき、ついに岡部長教は3月22日、血路を開こうと城内から討つて出

て、そこで激しい戦いとなり、岡部長教以下730余名が討死し、とうとう高天神城は落城した。このときの戦いを第三次高天神城の戦いと呼んでいる。

なお、軍監横田尹松は、いわゆる「甚五郎拔道」といわれる犬戻り、猿戻りの嶮を通して城を脱出し、敗報を武田勝頼に伝えている。

高天神城跡の歴史は、この第三次高天神城の戦いで幕を閉じる。このあと、家康は高天神城を使わなかったのである。峻嶮な山城は近世城郭として使いにくかったことが一つ。二つ目に、城下町が発展する自然条件がなかったためである。家康は、高天神城攻めのための対の城として取り立てた横須賀城の方を近世城郭に用いたため、高天神城は廃城とされたのである。



犬戻り・猿戻りの嶮(横田甚五郎拔道)



追手門側からの高天神城跡全景

第3節 高天神城跡の構造

1. 遺構調査のあゆみと課題

戦国の名城としてその名を知られた高天神城については、これまでも文献・遺構の両面から多くの研究が重ねられてきた。本節で検討を行う高天神城の遺構については、古くは広島市立中央図書館浅野文庫に所載される『諸国古城之図』中の「高天神」図、「遠江国風土記伝」所収の高天神城図などが知られている。すでに近世段階から激しい攻城戦の舞台となったこの城を、遺構面から明らかにする試みが行われていたことがわかる。

近年では見崎関雄氏や関口宏行氏の縄張り調査を軸とした研究があり、そうした成果は静岡古城研究会の研究誌『古城』や、同会のメンバーが中心となった『静岡県古城めぐり』などに発表され、基礎資料として広く活用されてきた[小和田ほか1984]。高天神城関連史料の再検討を行い、城史を描き直した小和田哲男氏の近著では、これらの遺構研究の成果も手堅くまとめられ紹介された[小和田1993]。

こうした先学の研究によって、高天神城の基本的な遺構の読み取りは高いレベルで行われてきた。しかし、広大な城域と複雑な構造のために遺構相互の関係などに誤差が生じやすく、曲輪と堀の連動性や虎口(出入り口)などの細部の遺構の認識に課題が残された。これは高天神城に限らない、評価以前の縄張り調査自体の問題点でもあった。

また、いわゆる縄張り調査では垂直方向の数量的把握が充分でなく、けわしい山地形をどのように利用して城郭が最終的に築かれたか、必ずしも明らかにされてこなかった。

こうした課題は、今回の調査で作成された遺構測量図の検討によって解決することができると思われる。さらに、この測量図をもとに新たな遺構評価が今後、重ねられていくことになるであろう。

そこで本稿では、まず測量図のもとになった遺構の確認と遺構概要について記述し、あわせて測量の範囲などについて報告する。ついで測量調査から判明してきた高天神城プランの要点について考えたい。

2. 遺構の確認

立地と地形 高天神城はこれまでも指摘されてきたように、東西二つの峰をそれぞれ中心にした城郭が中央の井戸曲輪と呼ばれる鞍部によってつながれて大きな城域を形づくった、いわゆる「一城別郭」の曲型例であった。一般に本丸(主郭・以下こう呼ぶ)とされる東峰の最高所が130.6m、現在、高天神社が鎮座する西峰の主郭(二の曲輪・西曲輪・丹波曲輪)面の高さが129.6mだから、両峰はほぼ等しい高さであったことがわかる。

この城の立地は、西峰の西側が犬戻り・猿戻りといわれる細い尾根筋によって深い山塊につづき、北・東・南の三方が下小笠川によって南北に伸びた開析谷に開けた地勢であった。中腹以降は小さな谷と主尾根から枝分かれし

た派生尾根が複雑に組み合わされて、細かく入り組んだ地形となっていた。

また城の北側斜面の標高110m前後、南側大池に面した標高80m前後の位置で大規模に崩落した垂直のガケ地形が連続してつづく。この天然のガケ地形は比高差10mを越え、もし戦国期まで遡るものならば、斜面の登坂を不可能にした防御施設としてきわめて有効であったと考えられる。従来の縄張り図では指摘されておらず、ここでは特に注意を促しておきたい。

主郭からは周辺を一望するだけでなく、南6kmの遠州灘を見通すことも可能である。現在は立木によって展望が妨げられているが、計画的な整備の推進の中で、展望ポイントが整えば、往時の眺望を取り戻すことはむつかしくない。

地表面で確認できた遺構が展開する狭義の地域は、東西約400m、南北約400mの範囲におよぶ。神社への参道や表土の流失などによって、一部旧情が失われているが、尾根上の遺構は今日なおほぼ完全に残されている。

登城路 城への主要な登城路は3つ確認される。南東から東峰へ登る大手道、北側から中央の鞍部へ至る搦手道、西北赤根ヶ谷から西峰中腹にとりつく道である。大手道は東南の尾根筋に開いた道で、駐車場より下の麓の道は拡幅・舗装され、また周辺も畑化が進んで大きく変貌している。



追手門址

さて駐車場から先に進んだ大手道は、山腹の大きな曲輪に当たって東に折れて進む。ちょうどこの辺りが伝大手門とされ、大手門礎石とされる平板な石が1つ曲輪斜面に食い込んだ形で残される。高天神城に礎石建ちの建物があったか、という点を含め、門礎石の評価には発掘調査が必要である。

大手門に面した西山腹の曲輪は一定の広さがあり位置もよく、また先端に土塁を備えた曲輪を2段もつなど、よく整備されていたことがうかがえる。また後述するように、この先端土塁は谷対岸の派生尾根を駆け下ってきた土塁とセットになって、水の手谷を囲い込む長大な土塁ラインの要所を占めていたから、重要な役割を果たしたことが推測される。

ここからわずかに登った大手道東側の伝着到櫓跡は、具体的にどの位置に櫓があったかを地表面から確かめられる痕跡は残されていない。可能性としては曲輪東の一段高い小曲輪、曲輪の南端、伝大手門を見下ろす西北端の3カ所が考えられる。着到櫓の名称は近世的で、名称がどこまで遡るか問題であるが、櫓があったと伝えられるにふさわしいポイントではある。

ここから大手道は主尾根筋の西脇を登ったが、この結果、主尾根筋の曲輪群から常に横矢を浴びる形となっていた。合理的なプランであった。現在、大手道は小笠原与左衛門曲輪(通称三の丸)の背後の高所で主尾根にたどり着く。ここまで敵が侵入したと仮定すると、小笠原与左衛門曲輪は背後の高所から攻められることになる。

しかしこの曲輪の背後には堀切を掘り、もしくは土塁を積んでそうした事態に備えた様子はなく、未熟な状態を示す。あるいは現在仮整備されている

大手道から東に枝分かれして小笠原与左衛門曲輪の南土塁を越えて曲輪内に入る踏み分け道が、本来の旧道であったならば、より高度なプランであったと考えることができる。しかし現況で確認する限り後世の破壊道である可能性が大きく、測量図でも積極的な評価を行っていない。

搦手道も山麓までの部分は拡幅と舗装が行われ駐車場が整備されて、やはり旧情はうかがい知れない。しかし浅野文庫図ではこの谷部を仕切る土塁ラインが明瞭に描かれており、今後のさらにくわしい考古学的な調査で、そうした防御遺構と山麓の諸施設の状況が明らかにされることが期待される。山中の搦手道はよく整備され、途中東峰につき当たった

ところに三日月井戸を見ることができる。岩壁からの湧き水が今も三日月形の水溜をつくる。

赤根ヶ谷から西峰に至る道は、現在の主要登山口ではないためもっとも旧情を留める。丸尾兄弟墓のある曲輪はこの道との接点に明確な虎口を備えているので、現状の部分で道が城に取りついたのは確実である。曲輪の現状 本丸は御前曲輪北側に位置し、両者が一体となって主郭を形成した。標高は中央の元天神神社跡地がわずかに高いが、御前曲輪との比高差はない。西側から南側にかけて比高は60cm程の土塁がめぐる。

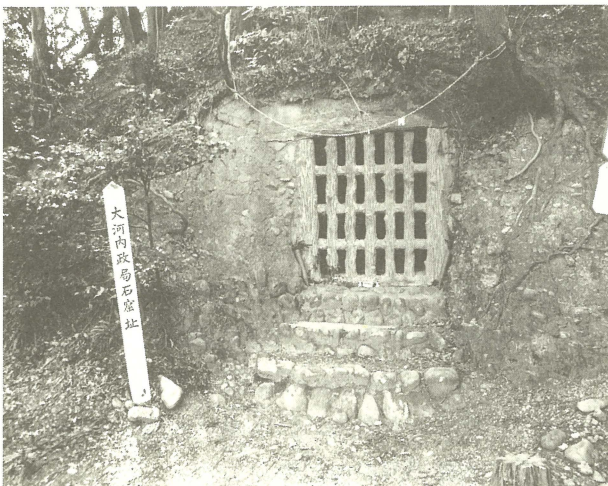


三日月井戸址

表土が流失しており、地表面に掘建柱建物の柱穴がいくつも観察される。本丸西北端の虎口は従来、くい違い虎口と評価されてきたが、タンク設営の影響もあって、現況でははっきりしない。虎口前面にテラス状の空地があり、単純なくい違い虎口ではなかったようだ。再評価が必要である。発掘調査を待ちたい。

御前曲輪は主郭南東部で、本丸と呼ばれる部分との間の具体的にどのような区画施設があったかは不明である。もと高天神社が北端に祀られていた。曲輪の名称もそれに由来した。現在表土の流失が激しい。

的場曲輪は本丸西下の大型の帯曲輪で、3方に比高20cm~30cmの土塁がめぐる。的場の機能に由来した名称だが、当時に遡るものかは不詳。ここから北側斜面に回り込んだ所に大河内石窟がある。戦国期の城内牢の希有な例として貴重。安全のためとはいえ、石窟の閉そくがやや粗雑なデザインであることが惜まれる。また的場曲輪の南虎口の下の小曲輪でも多数の柱穴が地表面から観察できることが指摘されている。木戸の可能性があるとされているが、評価は発掘調査を待つべきであろう。



石窟址

小笠原与左衛門曲輪は通称三の丸で、与左衛門平とも呼ぶ。小笠原長忠が城主の頃、一族の小笠原与左衛門が守ったことに由来するという。城域東端の要の曲輪であった。

井戸曲輪は西峰と東峰を結ぶ鞍部の曲輪。西端に「かな井戸」と現在呼ばれる井戸がある。

二の曲輪は西峰の主郭であった。二の丸、西曲輪、丹波曲輪とも呼ばれ、丹波曲輪の名称は天正7年(1579)～天正9年(1581)まで城主であった岡部丹波守がここを守ったことに由来するとされる。高天神城の最終段階に西峰の曲輪群がより重視され、中心的な機能を発揮していたことを物語る、注目すべき伝承である。比高1.4mの大型土塁が北側にある。北側15m程下の曲輪も含めて二の曲輪と呼ばれてきた。

堂の尾曲輪は西峰北側に長く伸びた尾根筋の曲輪群を呼ぶ。天正2年(1574)6月11日付の大井左馬充入道(高政)宛、武田勝頼書状(『信濃史料』第14巻)に「塔の尾と号する随分の曲輪乗っ取り候」と見える曲輪がこの堂の尾曲輪のことと思われ[小和田1993]、塔の尾が転訛して堂の尾になったと考えられる。西峰北端を押さえた立地といい、塔=櫓があったとしてもおかしくない場所であった。



馬場平

馬場は現在高天神社がある二の曲輪から堀切を越えた南西にあり、犬戻り・猿戻りにつづいた曲輪であった。西峰の主郭背後を守る機能があったと考えられる。曲輪北東の堀切を見下ろす斜面には、丸く土塁をめぐらした窪地がある。特殊な形態だが武者隠しの一種であった。堀切・谷筋を攻め登ろうとする敵を防ぐための施設と考えられる。この曲輪は長細い形状から馬場と後世呼ばれるようになったのではないだろうか。そうした例は各地で見ることができる。小和田氏は番場が馬場に転訛したと推測する。

犬戻り・猿戻りは甚五郎抜け道とも呼ばれ、馬場から西へ尾根伝いに山塊へつづく細い尾根道であった。天正9年の落城に際し、軍監横田甚五郎がここをつたって落ち延びたという。現在も道をたどることができる。

測量の範囲 こうした遺構の現状をふまえた上で、測量範囲は尾根上の遺構を中心にしたものとした。中腹のガケより上の遺構群ということになる。主要遺構は完全に把握できたと思われる。しかし浅野文庫絵図に見られるような山麓の土塁遺構などは畑化による破壊が進んでいることもあり、またガケ下の遺構探索がなお充分でない可能性が残るため、追検討がつづけられることを望みたい。

このようにトラバースを組んだ平板測量を遺構とその周辺部について行い、既存の都市計画図面と山麓部分はすり合わせることで図画が整えられている。図画範囲には城に近接した伝家康陣を含めた。等高線間隔は1mで、細かな土塁や堀遺構が表現できないため、一部にケバで表記を使用した。しかし、なお細部の表現に不十分な点が認められるため、土塁・曲輪・堀の上下端のラインを加え、ケバを添えて、遺構の形態を明確化した。

3. 遺構の評価

西峰と東峰の新旧 ひとつの城としてよくまとまった高天神城であったが、西峰と東峰の、現在地表面から観察できる最終的な遺構には、若干の年代差がありそうである。わかりやすい証左には西峰と東峰の土塁の規模の違いが挙げられる。前項でも折にふれて数値を上げ、また測量図を点検すれば明らかかなように西峰の土塁は大きく、東峰のものは小さい。西峰の遺構の最終的な改修の画期が東峰に比べて下ると考えるべき手がかりである。

堀の違いも同じことを指し示す。東峰では高いところから低いところへ切岸を介しながら段々に曲輪を重ねてゆく、いわゆる単純な連郭タイプのプランをもち、堀の使用は尾根筋端部の堀切に留まった。戦国期の山城としては古式な様相を示すといつてよい。

これに対して西峰の堀は堂の尾曲輪西側に城内でも目立った横堀(山城の曲輪の周囲を囲い込んだ堀)が使われたほか、確実な竖堀が要所に入れられていた。やはり西峰の最終段階のプランが東峰に比べて新しいと考えなくてはならない。

それでは、それぞれの峰の遺構年代の定まった画期はいつ頃と考えられるのだろうか。東峰は先に指摘したごとく、土塁も大きくなく、平面規模は大きい単純な連郭で、虎口も複雑とはいえない1折れのタイプであった。こうした特徴から、永禄・元亀年間に東峰の現在見られるプランが定まったと評価してよい。類似の遺構プランには愛知県岡崎市の山中城が挙げられよう。天正2年(1574)の武田勝頼の攻撃を受けた第二次高天神城攻防戦の頃は、こうしたプランが主体であったと考えられる。



横堀址

西峰は横堀や土塁、堂の尾曲輪先端の虎口などのプランから明らかに天正に画期のあったプランと評価できる。さらに第三次高天神城攻防戦に際して城主であった岡部丹波守が西峰主郭の伝二の曲輪を守備したと伝えられるように、最終段階には特に西峰の防御に注意が払われたことがわかる。天正6年～9年にわたってつづけられた第三次高天神城攻防戦に備えて武田方によって大きく改修されたのが西峰の遺構群と位置づけられる。

二の曲輪・堂の尾曲輪の改修 それでは具体的にどのような改修が行われたのであろうか。要点であった二

の丸から堂の尾曲輪について注目してみよう。堂の尾曲輪は、第二次高天神城攻防戦でも中心郭群の中でははやい段階に陥落しており、この尾根筋の防御の強化が、守備側となった武田軍にとって重要な課題となったことは間違いない。東側斜面は天然のガケがつづき登坂不可能であったから、自然と西側斜面の防御が焦点であった。

そこで、尾根筋西側の曲輪直下の傾斜転換線に沿って二の丸下段から北に向かい横堀が一直線に入れられた。横堀とセットになった曲輪縁部には土塁が備えられ、防御戦としての効果が高められた。横堀底と土塁上との比高差

は10m、堀幅16mを測り、簡単に抜くことはできない。

堂の尾曲輪は中間部に堀を入れ2つに区分された。防御単位としてのまとまりをつくり、一部に郭内への侵入を許しても、曲輪群全体が陥落しないようにする工夫であろう。曲輪北端は土塁囲みになった櫓台状の高まりで、搦手方面への威圧感は充分であった。

堂の尾曲輪北端の櫓台脇には小さな虎口があり、一段下で横堀際にせり出した丸い小曲輪につながった。この小曲輪の東側には北へつづく尾根筋を断ち切った堀切が築かれ、堀切対岸土塁づたいに小曲輪へ侵入する敵を防ぐために対岸土塁との間にも堀が付された。この堀はそのまま小曲輪の下縁をめぐるって、西側土橋脇にくい込んで虎口を形成した。

二の丸下段北から伸びた横堀はこの小曲輪から出た土橋で終わり、土橋北側で谷筋につながられた。西斜面から北側尾根筋へのまわり込みをなんとか防ぐために谷筋に落とした豎堀に添えて、さらにもうひとつの豎堀が掘られていた。

丸い小曲輪から出た土橋はそのまま横堀の対岸土塁になった。土橋と横堀対岸土塁との接点で、土塁は直角に曲がって土塁上が通路として使われたと考えられる。土橋と土塁の接点部分は、主尾根から西側へ伸びる小さな派生尾根の頂部に位置した。この派生尾根筋に対処するためここでは土塁外側にも堀切が備えられ、土塁・土橋上への登り込みを防いでいた。

全体的に見て、この小曲輪を中心にした一角は虎口機能を発揮したと評価できるが、積極性より退守性が強くにじんだつくりとなっていた。堀などの配置には繊細な配慮が払われたことが明らかで、苦心の程がしのばれる。しかし個々の防御遺構は小さく、人数限定の接近戦でしか効果があげられなかったであろう。小さなスペースに基本プランを大きく変えないことを前提にした短期日の補強が行われた、ということであろうか。

城域ラインの復原 浅野文庫図がよく描き、今回の調査でも西峰の二の曲輪から南に伸びた尾根線に明確な土塁ラインが認められるが、これら土塁ラインが東西の峰をつないで、現在の大池のある南の谷と搦手道の通る北の谷を城域として取り込んでいた。水の手や籠城時のスペースを確保する目的があったと思われるが、日常的な居住施設があった可能性も残される。そうした視点で測量図の等高線を検討すると、あるいはそうした外郭土塁線の痕跡か、と思われる等高線の張り出しが部分的に指摘できる。今後の調査の成果が期待される。

4. まとめ

これまでの検討から高天神城西峰の遺構群が第三次高天神城攻防戦に備えた天正期の武田時代のものであることを、改めて指摘した。しかし、この改修には武田氏が遠江に築いた一連の境目の城に特徴的な丸馬出しなどは見ることができない。これはどうしたことであろうか。

小和田氏の城史の再検討で明らかにされたように、天正2年武田勝頼が高天神城を攻め落とした後、勝頼は最初に城を預けた穴山梅雪に替わって山県昌景を城主に置こうとしたが、実現できなかった。そこで梅雪家臣の横田尹

松が城番となった。しかし翌3年の長篠の戦いの武田軍敗北後、後詰め of 援軍がないまま劣勢で、積極的な攻めを意図した馬出しなどの付加ではなく、純粹に防御性を高める改修に主眼が置かれたと思われる。横堀の開削はまず、そうした状況を背景に行われたのであろう。

堂の尾曲輪北端の丸い小曲輪周辺の改修は、より切迫した状況での追加改修を思わせる。本来この部分は積極的な出撃をしていくよう途中まで諸施設が配置されている。しかし、ルートのはじめは狭い土塁上につながるだけで、設計の意図は一貫していない。横堀対岸の本来ならば馬出しが設けられるべき所には堀切がつくられ、出撃性そのものが城兵側によって封印されてしまっている。後詰めと機を見た反撃ができなければ落城は必至というのである。

虎口など、反撃に不可欠な城郭の構成要素を封鎖してしまうことは、激しい攻城戦にさらされて死線さまよった文禄・慶長の役の倭城にも見られる(別に降伏の儀礼としても虎口を埋めることは見られた)。徳川家康の攻囲に孤立した高天神城で、横田尹松は勝頼の後詰めを断り、一方城番岡部丹波守の降伏要求は家康に拒絶されるといった絶望的な状況であった。堂の尾曲輪に特徴的な苦しみ抜いた改修の痕跡は、こうした戦況とあわせて見たときはじめてわたしたちにも理解されるのである。

参考文献

- 小和田ほか 1984 『静岡の古城めぐり』 静岡新聞社。
- 小和田哲男 1993 『高天神城の総合的研究』 大東町教育委員会。

第4節 六砦の歴史と現状について

高天神城跡の歴史を物語る上において、欠くことのできない遺構がある。これは、高天神本城とは位置的にも、また、性格も異にするものであるが、密接な関係を持つものである。つまり、この高天神城を攻め落とすために築かれた攻撃用の六つの砦である。これが高天神城六砦といわれているものである。

その歴史について簡単に概説する。

高天神城が、天正2年(1574)に徳川方から武田方に奪われてしまった。そこで、徳川家康は城を奪還するため、高天神城周辺の武田方の城を次々と落としていった。また、高天神城に相對するための城として、馬伏塚城・横須賀城を築き、備えとした。こうして徐々に高天神城の包圍網を狭めていった後、家康が以前、陣をはった小笠山に小笠山砦を築いた。そして、天正7年(1579)頃からは、南方の三井山砦・南東にあたる位置に中村城山砦を築き、さらに翌年には、獅子ヶ鼻砦・火ヶ峰砦・能ヶ坂砦と次々に築いた。この六つの砦が築かれたため、高天神城は完全に包圍されて孤立してしまい、城内に兵糧・弾薬が入らず、また、甲州からの味方の援軍も容易に近づくことができなくなってしまった。

このようにして、高天神城が落城したのであるが、六砦の位置関係は第3図のとおりである。次に六砦のそれぞれの砦についての現状を解説する。



小笠山砦

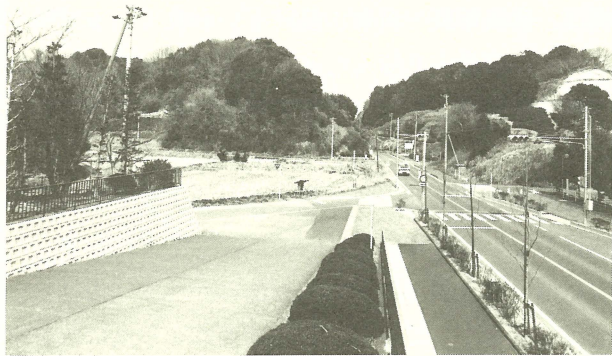
○小笠山砦

高天神城跡より北方約4kmの位置、大東町入山瀬に所在する標高約250mの小笠山山頂付近に築かれた。

徳川家康が永禄11年(1568)に今川氏真を掛川城に攻めたときに本陣をおいた所で、小笠御殿という名も残されている。家康は高天神城攻めに際し、再びここに砦を築いた。

ここは、大東町と掛川市、そして袋井市・大須賀町との境になっており、北には掛川市街、東から南へは小笠郡下が一望できる。

砦跡の遺構は、各曲輪や横堀・土塁などの防禦施設などが残存している。現在は、小笠神社等が建てられており、また、野鳥の観察やハイキングコースにもなっている。したがって、砦としての遺構の整備はとくにされておらず、標柱等の設置のみである。



能ヶ坂砦

○能ヶ坂砦

高天神城跡から北北東約2km、大東町小貫の県道掛川大須賀線西側丘陵上にある。

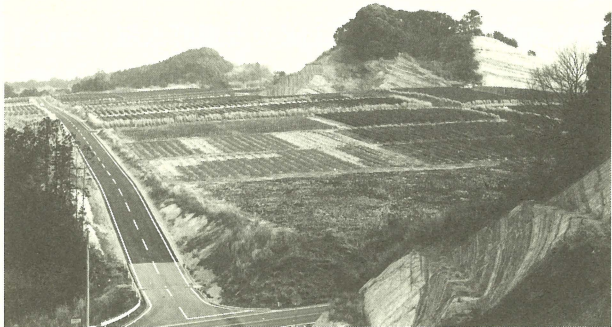
ここは、小貫地区と下土方地区の境にあたり、元々は番所が置かれていたといわれている。ここに天正8年徳川家康が砦を築かせ、本多豊後守の持口としたとされている。

現況は、山林及び一部茶畑であるが、その周囲は現在、ほとんどが開発により削平されてしまい、残存状態は悪い。また、標柱及び案内板が設置されている。

○火ヶ峰砦

高天神城跡の東北東約1.5kmに位置し、大東町中方・下土方・岩滑・中地区とを境とする丘陵上にある。高天神六砦の中でも最も高天神城跡に近い位置にある。

天正8年6月に築き、大須賀康高の持口としたとされている。本砦の規模及び縄張り配置には諸説あり、さらに位置に関しても二説あり、定かでない。尚、北側、つまり下土方・中方地区の境の地域については、茶園造成のため削平されており、主郭跡といわれている部分のみ残存している。また、南側の中方・岩滑・中地区の境界の地域については、現況が山林であり残存している。

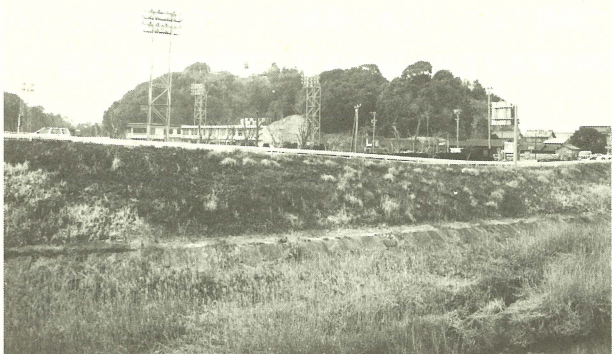


火ヶ峰砦

○獅子ヶ鼻砦

高天神城跡より東へ約3kmの、半島状に突き出た台地先端部上に位置する。ここは小笠町大石であり、高天神六砦の中で唯一大東町以外の砦跡である。

現在でも曲輪・堀切が残存し、案内板・説明板等が設置されているほかに、「獅子ヶ鼻砦フィールドアスレチック」として公園整備がなされている。



獅子ヶ鼻砦



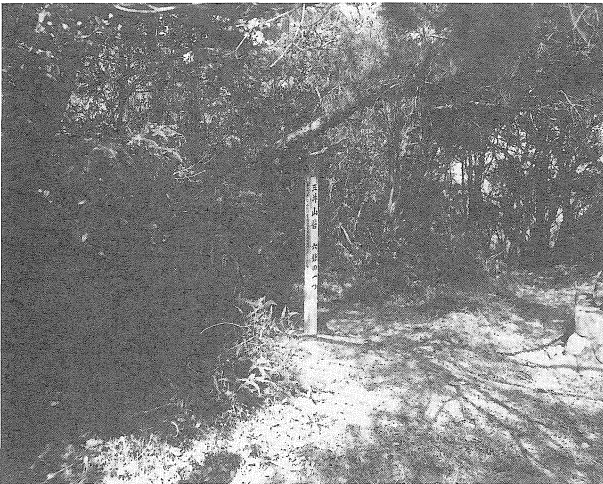
中村城山砦

○中村城山砦

高天神城山跡より東南方向約3kmの大東町中に所在する標高約30mの台地で、現在は独立している。砦跡北側は、雑賀館跡や帝釈山砦跡といわれている丘陵が続くが、南側は入り組んだ入江になっており、海運による兵糧運搬路としても重要な地域であったといわれている。

築造は天正7年10月で、堀を作り高土居を築き高堀を設けたといわれている。

現在は、台地頂上部から山裾部にかけては山林で、周辺は畑地となっており、台地南西端の裾部には若宮神社が建立されている。また、とくに砦跡としての整備もされておらず標柱が設置されているだけであり、周辺部では宅地化が年々進んでおり、今後の保存対策が検討課題である。



三井山砦

○三井山砦

高天神城跡より南へ約3kmの大東町大坂に所在する。ここは、小笠山丘陵の南へ張り出す台地の先端部にあたり、西及び北側は尾根続きとなっているが、東には小笠平野が一望でき、南は遠州灘を望む地形である。この周辺には、縄文時代の遺跡や、数多くの古墳時代後期の円墳が確認されている所である。

築造は天正7年10月で、酒井与四郎重忠の持口としたといわれているが、前年から三井山周辺での戦いがあったことや縄張り配置等の特徴などから、最初の築造はさらにさかのぼることも示唆されている。

現在、砦跡は茶畑の開墾等により一部削平されているものの、その他の曲輪などの残存状態は良い。砦跡西側は、県立御前崎遠州灘自然公園の大浜公園があり、桜の名所として整備されているが、砦跡については現況は、山林及び茶畑で標柱・説明板等が設置されているのみで、遺構の整備は実施されていない。



第3章 高天神城跡の 史跡指定の 経過と現状

第1節 史跡指定に至った経過

1. 史跡指定以前の研究と保存

高天神城跡は落城跡廢城となり、城としての機能がなくなってしまったので、記録類などはほとんどが残っておらず、信憑性の高い独自の古文書は少ない。このような中でも、『高天神記』・『高天神軍記』・『高天神実記』・『高天神古戦記』等のいろいろな古文書が伝えられているが、これらはすべてが写本であり原本は確認できていない。また、その写本についても、もともとは1つの古文書を書写したものが多く、それぞれが名称を変えて、さらに、書き写されてきたようである。さらに付け加えるならば、その原本というのも、

天正2年6月に戦死した本間八郎三郎氏清の子孫が天正11年(1583)に覚書として遺したものを、その子孫本間惣兵衛清定が享保21年(1736)に編さんしたもので落城後約150年を経てまとめられており、上・下2巻あるという。しかし、古文書が少ないという中でも、逆に今川・武田・徳川という中世・戦国時代の有力武将がかかわった城跡だけに、高天神城跡が部分的にでも記述されている古文書は多い。したがって、それに対する研究も古くからおこなわれていたようである。

その中でも、やはり特筆すべきは、増田又右衛門氏・実氏父子による『高天神城戦史』(昭和10年)である。

この本は高天神城跡を研究する者だけにとどまらず、中世・戦国期の研究者にも参考とされた。それは、高天神城跡や遠江のみならず、三河・駿河等周辺地域の事蹟についても詳しく触れられているからである。また、この本に書かれていることが、今日までの高天神城跡の歴史の定説となっていたのである。尚、増田又右衛門氏は地元、小笠郡旧城東村下土方に生まれ、教職につき、静岡県史蹟名勝天然記念物調査委員も務めていた。

その後、昭和43年には、藤田清五郎氏によって『高天神の跡を尋ねて』が出された。藤田氏は増田氏のもとで『高天神城戦史』の編さんをしており、その後独自に調査研究をした。藤田氏も同様に旧城東村下土方の生まれで教職についていた。この本では、とくに新しい発表はなく『高天神城戦史』をほぼ踏襲した見解をとっていたが、とくに高天神城戦に関わった武将についてや、遺跡等に重点を置いていたようである。

このように郷土史家による業績が大きく、これが高天神城跡の歴史の基本的な形として語られてきたのであり、城跡の保存がなされてきたのである。

また、城跡内には昭和3年に、静岡県史蹟名勝天然記念物調査委員の鷲山恭平氏が記した碑があり、そこにも同様の歴史が刻まれている。さらに、御前曲輪に三層建ての「鶴翁閣」という模擬城が、昭和9年7年に地元の海軍軍医少将の加藤安吉氏によって竣工された。しかし、これは昭和20年に落雷により焼失したといい、現在はそのコンクリート基礎だけが残っている。



本間丸尾兄弟墓地

こうして、周囲の人々からも地元の誇りとして守られてきた高天神城跡であるが、城東村教育委員会から静岡県教育委員会へ昭和31年6月25日付けで、県史跡指定の申請書が送られ、同年10月17日に静岡県指定史跡となった。城東村教員委員会の顕彰事業の1つとして、16mm映画が昭和38年頃作成された。先述の藤田清五郎氏が案内役として城跡が紹介されている。

その後、昭和43年12月20日に県立御前崎遠州灘自然公園に編入され、さらに、昭和47年8月10日には県オリエンテーリングコースに登録された。

そして、この年までに城東村観光課などにより、説明板・案内板等を設置している。

2. 指定時の経緯とその後の経過

史跡高天神城跡が所在する静岡県小笠郡大東町上土方嶺向は、以前は、旧城東村上土方嶺向であった。昭和48年に、現在の大東町の北側、旧城東村と南側の大浜町が、様々な理由から合併して、大東町が誕生した。合併前後には、遊歩道の整備や休憩施設、案内板整備などを、県費補助金を得て積極的に実施している。このような中で、史跡保存に対する気運も高まり、昭和50年2月18日付けで大東町教育委員会より、文化庁長官宛てに国史跡指定申請書が進達された。これを受けて、昭和50年10月16日付けで国史跡に指定され、同日、文部省告示第144号により官報告示された。同日付けの庁保記第9の33号で、文化庁より国史跡の指定通知が送付された。この指定書によると、指定の理由は『高天神城は、室町時代に今川氏の築城になり、後に徳川氏に属した城である。城跡は、西上を企てる武田氏と徳川氏の攻防の歴史をとどめるばかりでなく、今川氏以来の城を拠点とする領土的支配の実態を知る上でも重要であり、また、本丸以下の主要郭等が遺存し、中世山城としての遺構に秀れたものがある。』とされており、指定の範囲は大東町上土方嶺向字鶴翁山3136番、同3137番ノ1、同3137ノ2、同3138番ノ1、同3138番ノ2、大東町下土方字畑ヶ谷2980番ノ2、そして、上記地域内に介在する道路敷を含む、となっている。

その後、すでに焼失してしまった「鶴翁閣」の再建問題などが、地元の強い要望でたびたび持ち上がったが、国指定の史跡という立場から、史実に基づかない建造物の建設は不可能ということで実現しなかった。

さらに、昭和57年の台風18号により、本丸東側下の法面が崩落したため、ブロック積み工法による災害復旧工事を実施するにあたり、トレンチによる事前の確認調査が3カ所においておこなわれた。この調査では、腰曲輪と思われる遺構が発見されており、山側で溝、がけ側で粘土を固めて造ったとみられる土塁が検出された。溝は幅約30cm、深さ約10cmを計り、土塁との距離が約2mある。これは、山の斜面の自然地形を十分に生かし、地山を削って曲輪を築いたものと思われる。この結果により、災害復旧工事区間を短縮し、崩落に対して比較的安全な、遺構が検出された地域の工事を中止し、トレンチを埋め戻した。

また、平成2年9月に、井戸曲輪址付近土砂流出防止工事にとまなう文化庁調査官の現地視察において、その指導の下、本丸及び本丸南側下、的場曲

輪から南へ下った地山が露出している地点の清查作業をおこなった際に、柱穴らしき跡が検出された。この2つの地点とも清查にとどまったので、遺物の出土はなく、ピットの位置関係も不明なため平面図実測にて終了した。尚、本丸南側下の地点については、木戸址のようなものの存在が示唆されている。

こうした、土砂崩落等の災害復旧工事以外には、特に総合的な整備はおこなわれず、案内板等の付け替えなどがおこなわれたのみであった。

この他に、顕彰事業的なことでは、大東町から昭和54年に高天神城跡のレコードが作成された。これは、「高天神城悲歌」という曲目がA面で、B面の曲目が「高天神に立つ人」というもので、以前に作詞作曲されていた2曲が大東町に寄贈されたため、レコード化し、同年7月22日に発表会を実施している。また、平成5年に本事業の史跡高天神城跡保存管理計画策定委員会委員長でもある。小和田哲男静岡大学教育学部教授の著による『高天神城の総合的研究』が大東町教育委員会より発行された。

このような変遷を経て、史跡の保存がなされてきたのであるが、この他の現状変更にかかわるものについては次節を参照されたい。



からめて門址

第2節 高天神城跡の現状

1. 古地名・呼び名・地元の活動

史跡高天神城跡の歴史を解明していく中で、現地踏査等により多くの小さな削平地を確認することができ、遺構の複雑さが改めて認識させられる。そして、様々な古文書資料等から各曲輪の名称等が明らかになってきているが、その中で、やはり、無名の曲輪の存在は否定できない。そこで、本事業の地形図・縄張図作成にあたり、無名曲輪については地元で呼ばれている呼び名や、すでに使われなくなった古地名等を検討し、無名曲輪の名称とすることが史跡高天神城跡保存管理計画策定委員会において決定された。これらは、本策定委員会の地元委員の協力を得て実施したが、しかし、そこが畑やいくつかの小さな山々になっておれば、地元の人々も呼び名をつけていたであろうが、高天神社の境内ということもあり、小さな個々の地点への名称は使われなかったようであり、また、伝承もされていない。

また、古地名についても、城跡内では、今までに使われていた谷間の名称が、おおよそ現在も使われており、それを地形図・縄張図に記載した。

これ以外では、大手門址から城外へ南方約650mに「門口(もんぐち)」という屋号で呼ばれるお宅がある。ここは、大東町下土方畑ヶ谷であり、江戸時代後期の地元の国学者、八木美穂(1800～1854)の著した『郷里雑記』によると、「畑ヶ谷」は「旗谷」と記されている。また、この台地尾根上が、大東町大坂(旧西大坂村)との境界となっており、切り通しのように尾根を切って道が通じている。言い伝えによると、この道は昔ながらの古道で、城が機能していた時には、遠州灘の海岸から高天神城内までの、塩を運ぶ道として使われていたという。そして、その塩の道は現在の大東町立大浜中学校の体育館が建てられている地点に、近年まで残存していたという。

尚、合戦当時には、ここに、多くの旗・指物が林立していたため、「旗谷」という名が付けられ、後に「畑ヶ谷」に変化していったとも言い伝えられている。

また、高天神城跡の南東約1km、現在の県道掛川・大東線沿いには、「陣馬」という屋号で呼ばれるお宅などもある。

次に、ここで、史跡と地域の関わりを明らかにし、地元の人々の活動を紹介する。前節でも記したように、地元の郷土史家による史跡の保存・顕彰事業の業績は大きいのであるが、そうした人々が中心となって多くの事業が行われている。先述した増田実氏が会長を務めていた「南遠郷土史懇話会」が、高天神城跡をわかりやすく説明できるものはないかと考え、もっと多くの人々に高天神城跡の山城としての様相を良く理解でき、かつ、史跡が一目で把握できるようなものとして、高天神城跡の立体模型を作成したことも、その一例である。これは、昭和56年8月に南遠郷土史懇話会の会員の指導を受けながら、地元の大東町立城東中学校の女子生徒有志が作成したものである。

こうして、史跡保存の意識が高まる中、史跡を活用していこうという動き

がはじめてきた。昭和61年10月に地元の人々によって「高天神戦国ロマンの里を育てる会」が発足した。高天神城跡にある高天神社の氏子全員が会員になったもので、会員数は約500名をかぞえる。高天神社の氏子は、大東町内の嶺向、下北、畑ヶ谷、下中、川久保、落合地区の人々で、各世帯づつが会員となった。この会は、郷土の歴史・文化を探求し、高天神城跡を中心とした戦国ロマンの里づくりを通じて、地域の発展に貢献することを目的とし、各種事業を展開している。とくに、高天神城復元をめざし、会費として月額1,000円の積立てを行い運営されている。また、会の事業としては、この他に歴史的景観の保存、史跡の発掘調査や史跡公園整備の協力、歴史資料館設立に伴う資料の収集など、8項目にものぼる事項が規約に謳われている。こうした中で、会員（＝氏子）の人々によって、城跡内の下草刈りや清掃の他に、参道周辺への花づくりやスイセン・梅の木の植栽、立木の技打ち、立枯れた樹木の伐採、土砂流出による遊歩道損傷個所の盛土による復旧作業など、様々なボランティア活動が行なわれている。さらに、このような通常の活動の他に、平成3年5月12日には、高天神城を巡る戦いにおいて参加した武将や戦士の子孫にあたる人々、約27組を招いて先祖の霊を供養する「今川・武田・徳川ゆかりの末裔の会慰霊祭」を実施している。

また、地元の土方地区では、土方区を良くする会という会主催による高天神城跡の歴史についての教室・講座などが、生涯学習推進の中で開催されている。これには、歴史の専門家を講師に招き、近くの公民館などを会場として実施され、多くの参加者を得ている。こうしたことは、地元の人々が自分たちの身近にある史跡の歴史をもっとよく知ろうとする表れであるとともに、史跡に対する思いがしだいに高まりつつあり、文化財としての認識も高められていっているのである。

以上のように、地元の人々のこうした地道な活動が、史跡の大切さを理解し、それを保存していくという意識を養い、また、これからの史跡の保存事業に対しての大きな原動力となっていくものと思われる。

2. 地目別・所有者別面積

これまでで、史跡高天神城跡が歴史の中で重要な位置を占め、また、一つの地方史を解明するうえでも欠くことができない遺跡であることが明らかとなってきた。そして、それは国指定史跡となっていることから、以前よりの周知の事実であったことである。しかし、今回、本事業を実施していく中での測量結果を基に、現状の指定範囲と縄張り配置が一致しない部分があることが改めて認識させられるのである。例えば西峯、堂の尾曲輪址の西側にある横堀は土手状の上が境となり、さらに北方、曲輪の先端部も指定外である。また、高天神社から南東に延びる尾根筋にある各曲輪や堀切等もすべて指定地外であり、大手門址西側の下池との間にある大手池の段曲輪址もそうである。これらはすべて民有地であり、史跡指定に関する同意において、困難な面もあるかと考えられるが、未指定ということは文化財保護法の規制もないため、開発による造成が行なわれてしまう危険性を常に持っている。

こうした現状もふまえたうえで、高天神城跡の史跡指定範囲内について記

載する。また、前の章などでも記したように、現在の高天神城跡が国から史跡として指定されている範囲はすべて所有者が高天神社となっている。つまり、高天神社の所有する土地が史跡指定を受けているのである。この指定範囲内の土地は6筆に分かれており、それぞれの地目と面積を表わすと下表のとおりである。尚、史跡指定範囲の面積は50.473㎡である。

地番(静岡県小笠郡大東町)	地目	面積	所有者
上土方嶺向字鶴翁山3136	境内地	9,593㎡	高天神社
〃 3137-1	保安林	6,987㎡	〃
〃 3137-2	山林	15,253㎡	〃
〃 3138-1	保安林	1,847㎡	〃
〃 3138-2	山林	11,316㎡	〃
下土方字畑ヶ谷 2980-2	山林	5,477㎡	〃
		50,473㎡	

3. 現状変更件数／内容

先述したように、土砂流出防止工事や復旧工事は度々実施され、その都度、現状変更届が提出された。その他に、見学者などのために、城跡内にいくつかの整備を実施している。これらのほとんどは、合併して大東町となったころに実施されている。尚、現在までに行われた現状変更等は右のとおりである。



三の丸址

現在までの現状変更等一覧

件数	年 度	年月日(付け)	内 容
	昭和31年度	昭和31年10月17日	静岡県指定史跡となる
	昭和43年度	昭和43年12月20日	県立御前崎遠州灘自然公園に編入される
	昭和47年度	昭和47年 8月10日	静岡県オリエンテーリングコースに指定される
	〃		県費補助を得て、石窟崩壊防止工事(石積工・擬木格子工)・掲示板1・説明板4設置
1	昭和48年度	昭和49年1月24日付け	現状変更許可申請書提出。県費補助を得て、駐車場2ヶ所・休憩所大1・小1・便所2・遊歩道2,000m整備・案内板・ベンチ設置
2	昭和49年度	昭和50年1月18日付け	現状変更許可申請書提出。県費補助を得て、駐車場・休憩所小1・案内板・ベンチ設置・遊歩道改良
		昭和50年10月16日	国指定史跡となる。
3	昭和50年度	昭和50年12月20日付け	現状変更許可申請書提出。県費補助を得て、駐車場・便所1設置・遊歩道整備・防護棚10m設置
	昭和57年度	昭和57年 9月12日	台風18号により帯曲輪付近が土砂崩れになる。
	昭和58年度	昭和58年 6月20日付け 同年10月13日～ 昭和59年 2月22日まで	文化財保存費補助金交付申請書提出(国庫)。 工事着手前にトレンチによる調査を3ヶ所実施。 国及び県費補助を得て、復旧工事を実施。
4	昭和61年度	昭和61年12月 6日付け	現状変更許可申請書提出。県費補助を得て遊歩道整備。
5		平成 2年 5月11日付け	現状変更許可申請書提出。県費補助得て井戸曲輪付近土砂流出防止工事及び遊歩道の土砂流出防止工事实施。
	平成 2年度	9月	文化庁調査官の指導により本丸下周辺清查し、柱穴らしきものを調査。
		9月30日	台風20号により本丸下南側遊歩道土砂崩れ発生(幅約5m、長さ約30m)
		10月 4日付け	き損届・復旧届提出。(10月12日～10月18日に復旧工事实施)
	平成 3年度	平成 3年 9月14日	台風17号により三日月井戸付近土砂崩れ発生(幅約5m、長さ約10m)
		9月24日付け	き損届提出
		11月30日付け	復旧届提出。県費補助を得て、崩壊法面の修復及び表面擬木処理実施(平成3年12月25日～平成4年3月25日に実施)
	平成 7年度	平成 8年 2月18日	降雪で立枯れした樹木に重みがかかり倒壊、西の丸北側下、二の丸へ通じる遊歩道が崩壊(幅約7.1m、長さ約4m)
		2月21日付け	き損届提出

第4章 保存管理計画

1. 基本的方針

史跡高天神城跡は、中世・戦国時代の有力武将三氏が係わった城跡で、それぞれの築城技術が色濃く残され、お宮の杜として地元の人々から大切にされ開発から免れてきただけでなく、地元の人々にとっても城跡が地域の象徴として保護されてきている。しかし、現在までに総合的な整備が行われていないために、風雨による浸食等で表土が削られ地山が露呈するまでになっている。さらに、残存状態の良い遺構までの遊歩道の未整備や、説明板・案内板等の設置のみのため、史跡として十分に活用されていない部分が多い。

このような状況の中で、史跡指定範囲がすべて神社の所有地であるため急速に開発が行われることはないが、周辺地域では工業団地・住宅団地・それに伴う道路等の造成が行われているので、城跡周辺の開発が懸念される。さらに、本事業の遺構確認調査によって城跡の広がりが見事に明らかになり、指定範囲から外れている遺構があることが確認された。(第4図 指定範囲図参照)しかも、それらの地域のほとんどが私有地であるため、開発される可能性も高い。したがって、現指定範囲外遺構については、追加指定の措置を講ずる必要がある。また、現在、高天神城跡の場合、遠くからの眺望においても現代風の建造物が見当たらないという、他の史跡にない特徴があり、山城という性格上、山の上にある遺構のみの保存だけでなく、山裾も含めた山、そのものの保存も必要であるという課題も残される。このため、山城としての景観を考え、山裾周辺についての新たな建造物等に対する規制も必要であると考え。

次に、ここは史跡という立場と、もう一方では神社としての立場も持っている。城跡内では、氏子の方々が下草刈りや清掃などを実施して下さっており、来訪者も気持ち良く見学することができる。このように、城跡に対する地元の人々の想いは高く、常に地元の誇りとなっているのである。そこで、今後も、官民一体となった史跡の保存が一般の史跡以上に必要であり、史跡と神社が共存共栄を図りながら発展していく方法の検討が必要である。

この保存管理計画は、史跡の保存及び管理面において常に手引き書となっていくものと思われる。しかし、これは唯一人の人間、あるいは、1つの機関のみでできるものではなく、国・県・町という行政と、地元区及び周辺の人々、そして土地所有者の相互理解があってはじめて機能するものでなくてはならない。また、そうしたことが、先人が守ってきた史跡を私達が後世へと受け継いでいくことになるのである。

2. 保存管理基準の区分と範囲

史跡高天神城跡の保存管理計画は、史跡の性格と現状をふまえたうえで、基本的方針に従い以下のとおりとする。

現在、国から史跡指定を受けている範囲(50,473㎡)については、史跡の保存及び整備管理上必要なもの以外の現状変更は認めない。但し、この範囲はすべて高天神社の所有地であるため、現在建てられている高天神社の建造物の建て替えは、その同一場所において認める。この場合、文化財保護法に従い、所定の手続きを経るものとする。さらに、史跡の保存管理上支障がない

限り、もしくは、史跡の遺構に影響を及ぼさない限り、祭礼等神社に関する行事は今までどおりとする。

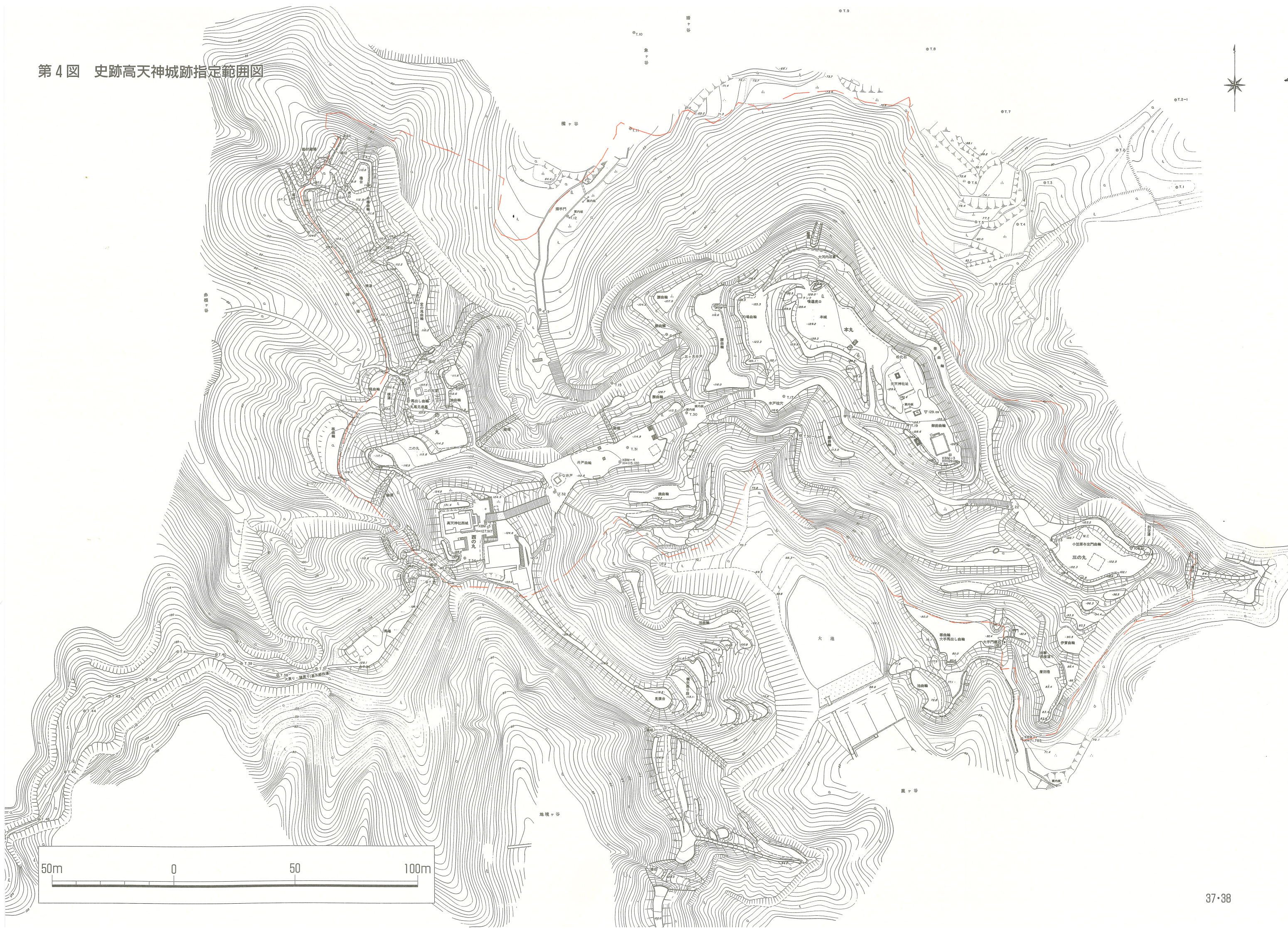
次に国史跡指定地外の遺構の地域については、今後、追加指定の措置を早急に講ずる必要がある。尚、追加指定の詳細については、次項のとおりとする。

さらに、高天神城跡に隣接する周辺地域については、今後、開発等が計画された場合は、山城遺跡の性格や景観などを考慮し、後世への文化遺産の継承のためにも、確認調査等を実施するなど対応して、史跡としてより良好な保存を心掛ける。

3. 追加指定

これまでに何度も示してきたことではあるが、高天神城跡の遺構がすべて国指定史跡として網羅されているのではなく、遺構があるにもかかわらず指定から外れている部分があり、これは縄張図からも明らかである。これらの地域のほとんどが、現在、私有地であることから、将来、開発等の可能性があり、この部分が削平等されると城跡の全容が不明確となり史跡としての正確さを欠き、また、見学者や学習者に誤った知識を与えることにもなりかねない。したがって、今後の保存管理を進めていく上で、早急に追加指定をしていくべきである。また、今後、保存管理及び整備に関連する遺構確認調査や研究などで、測量図や縄張図に表れなかった新たな遺構が発見されることも有り得るため、新発見の遺構についても極力追加指定していく必要がある。しかし、指定後は、現在史跡指定されている地域と同様の保存基準が適応されることになるため、土地所有者には高天神城跡の現状と今後の整備計画等の将来像を説明し、さらに、史跡としての保存に理解を求め、充分協議して追加指定の同意を得ていくことが必要である。

第4図 史跡高天神城跡指定範囲図



第5章

高天神城跡の 将来への展望

第1節 高天神城跡の整備の方向性について

1. 整備の目的

- 1) 前述の様に高天神城跡は中世の山城としてのすぐれた築城技術が良好な状態で残されている貴重な史跡である。この歴史的な遺産を破壊したり、やむをえない場合をのぞいて史実と異なる変更をせずに後世に伝えてゆくことが重要である。その為には城の遺構や縄張を明確にし、高天神城の全容を明らかにし、史跡内の土地利用等を規制するとともに、史跡を維持する為の整備を行なう。
- 2) 高天神城跡の歴史的、学術的価値を現代の多くの人に理解してもらえ、正しくわかりやすくまた安全に見学出来る為の整備を行なう。特に地元の住民の方々に史跡に対して深い理解と愛情を持って頂くことが今後の保存管理をすすめてゆく上でも大切である。
- 3) 史跡の周辺の環境は今後大きく変化することも予測される。それによって史跡が破壊されることがない様に早急に城跡の範囲と城跡としての景観上影響のある範囲を明確にし、対策をたてる。また史跡自体もこの地域の環境財でもある、史跡の整備がこの地域の環境の向上にも役立つことが望ましい。そのためには周辺地域を一体となった環境整備のマスタープランが必要と思われる。
- 4) 高天神の整備にあたっては六岩等の周辺の関連史跡もあわせて整備することが望ましい。

2. 整備方針

- 1) 整備にあたってはまず発掘等現地調査や絵図、文献等の資料によって遺構や縄張を明らかにし、必要によっては現在の指定範囲の拡大も考えられる。
- 2) 史跡の周辺についても史跡の良好な環境維持するために周辺の影響を及ぼす範囲内の土地所有者の了解を得て、史跡を中心とした「景観保全地域」「デザインコントロール地域」の指定も考えられる。
- 3) 遺構の復原や整備を行なう場合、十分な調査を行い、遺構の形状、構法、素材等を確認し、それに基づき正確な復原を行なう。遺構等が無いものを新たに造ることは望ましくない。
- 4) 遺構の整備にあたっては

①遺構を守るための整備

遺構の崩壊箇所の状況によって復原及び緊急の場合の応急処置等の対処の仕方を考えるとともにその工法を考える。完全に当初の形で復原出来ない場合、やむなく他の材料、工法を使う場合、後世で手を入れたことがわかる様にしておく。復原が困難な場合、出来るだけ周辺となじむ様、安易に一般の土木工法や人工材を使わない。

全体に表土の流失や法面の崩壊等が出現しており、流失防止や崩壊防

止の予防策を構じ未然に防ぐ必要がある。空堀内等の樹木が密生して遺構がわかりにくくなっている。対策として、完全に伐採してしまうと底辺部等や法面の環境が変化する恐れがある。また、現在のままでは倒木等による崩壊も考えられるので、枯損木等の危険性のある樹木は除却し、間伐や低木類を伐採し樹林をすかす。

②学習機能(活動)を支援する為の整備

(i)園路の整備

- ・園路は歩きやすく、安全性を考える。
- ・園路の舗装は史跡にふさわしいものとする。
- ・出来るだけ当時の道を利用し、新らたなまぎらわしい道はつけない。
- ・見学ルートを設定し、一般用、研究者用等、複数のルートを設け、わかりやすくルートを歩くことによって歴史や城の構造、築城技術等が理解しやすい園路を設ける。

(ii)情報の充実

- ・解説板、案内板、誘導のサイン等の内容、設置場所、数量、材質、形状等、現場にふさわしいもの考える。

(iii)便益施設の整備

・史跡指定地内の施設等

ベンチ、くずかご等、安全性、快適性、機能性、管理のしやすさ等を配慮し、設置場所、種類、材質、形態、数量等を検討する。休憩施設やトイレは指定地が広い為内部に必要と思われるが、その設置にあたっては遺構等を壊さない様、管理等がしやすい様配慮し、景観上からも形状や色、設置場所等を検討する。

・史跡指定地外周辺に設置するもの

全体の様子が来訪者にわかりやすい様インフォメーション施設等を設ける。トイレ、駐車場等も周辺の景観を壊さない様、地域に迷惑のかからない様配置する。

3. 整備計画

①計画の方針

計画にあたっては早急に整備の必要のあるものから、調査等を充分に行なってから整備に取り組むものまで様々なものがある。計画にあたって短期、長期の整備スケジュール、整備方針を建てる必要がある。

全体的に遺構に関してはまだ未調査の部分も多く、今後整備を行なってゆくにあたっては更に多くの調査が必要と思われる。これ等の調査結果を基に精度の高い資料づくりを行うことにより、高天神城跡の歴史的価値が更に高まるとともに後世での研究や修復や整備にも役立つ。平成6年度に作成した実測図をもとに曲輪や土居、空堀等の詳細断面図、崩壊部分の断面図等も整備方策を立てる上で今後必要になるであろう。又、城全体の縄張が視覚的にわかりやすい1/500の地形模型の作成も考えられる。

城跡の内部や周辺部分、地質、水系、植生等の自然環境や、周辺の住環境や土地利用等の社会環境の調査を行ない、整備計画を検討するため

の資料を作成する。

②現状の問題点と整備

次に現状の問題点をあげてみる。これ等については早い時期に整備に取り組むことが望ましいものが多い。

各曲輪の整備

- ・表土の流失防止と復原
- ・土居の復原
- ・排水の処理
- ・既存施設の整備
- ・植栽の整理
- ・看板、標識等の整備
- ・谷側危険箇所の処理
- ・露出している遺構等の保護
- ・園路の整備

空堀

- ・崩壊防止等の検討
- ・空堀内の立木の整理(堀の遺構を見やすくする)
- ・空堀の見せ方(見学用園路のとり方)

園路

- ・ルートの設定(一般用、研究者用)
- ・安全対策
- ・歩きやすく、史跡にあった舗装材の検討

情報

- ・解説板の設置場所、解説内容大きさ等の検討
- ・案内、誘導標識の配置、内容、大きさ、材質等の検討
- ・インフォメーション施設を駐車場附近に設置し、城全体及び周辺地域の関連史跡等の情報を提供する。

その他の場所

- ・露出遺構の保護
- ・排水対策
- ・崩壊法面の応急処置と修復
- ・枯損木の伐採の低木類の伐採により樹間をすかし、空堀や周辺の眺望を整備する。
- ・六砦等関連史跡の整備

高天神城跡は今後の整備や維持管理により更に文化財としての価値も高まり、県外からの見学者や研究者も増加することが予想され町にとっては町民の誇りとなる文化財として又、観光資源として貴重な存在となる。最初に述べた様に高天神城跡は史跡であることから観光的な立場から城跡内に関係ない施設を設けて史跡を壊わしたり価値を落さない様にした。

この文化財に対し町民が理解と愛情をもって守ってゆく態勢が出来、町と一体となって維持管理が行なわれてゆくことが望ましい。

第2節 高天神城跡をめぐる景観の形成について

景観という語が、風景や景色を意味することは衆知のところである。しかし単にそれだけではなく、自然条件と人間が長い歴史を通じて、互いに関わり合いながら作り上げてきた全ての環境をも包含しているものと考えてよいだろう。

したがって、高天神城跡をめぐる景観を考えるにあたっては、現在国の史跡に指定されている範囲のみを対象とするのではなく、これを取りまくように位置している六砦跡は勿論のこと、そのほかにも、そこここに見られる民家や田畑をはじめ小川や森など、周辺の全てが密接に関わってくる。この点からも、これまでの章節でも述べてきたように、特に重要と考えられる六砦跡やこれと同様に歴史的価値を有する場所を包括して、国指定範囲の追加を検討することはきわめて重要な事柄であろう。

しかしながら、指定範囲を追加するだけでは望ましい景観を確保することはできない。というのも、近年の急速な社会の変容にともなって、道路の新設や拡幅、工業団地や住宅団地のような大規模施設の造成設置など、ここ大東町においても種々の開発行為が日常的に行われている。高天神城跡をめぐる景観を整えていく上からは、これらの開発行為は相反する側面を有しているといわざるを得ない。

ある場所では、史跡の指定外であった旧砦跡の一部を削り取る造成工事が既に行われ、いったん破壊されてしまった歴史的遺産を元の状態に戻すべき手段も機会もない現状である。これ以外の場所でも、放置しておくし取り返しのつかない状況下にある箇所もあり、早急な対策を講じなければならない時点に来ている。

古き良き時代を懐かしむあまり、新たな発展をあえて阻むつもりは毛頭ないが、我々の先人達が現在にまで伝えてくれた貴重な文化遺産を、次代の人々に着実に継承するためには、開発に対する多少の制約もまた必要なのではないだろうか。

他の地方では、失われつつある歴史および自然環境を守るために、その土地のおかれた条件を考慮し独自の条例を定めて、地域の景観を保護している自治体も多くある。条例の詳細については各自治体によってさまざまであるが、周辺の景観にそぐわない事項を規制したり、指導するといった基本方針は共通しているようである。

たとえば、条例の適用を受ける地域内で高い広告塔や鉄塔などの工作物が建てられると、視野の大きな妨げになると同時に、周辺の景観にそぐわないことは誰が見ても納得するところで、何らかの形で制約されることはいうまでもない。また、新たに建物を建てたり増改築する場合には、建物全体の色彩や屋根の形状および材料などについてある程度規制され、また各部の意匠についても、届出の際にしかるべき行政指導を受けている。

このような広い範囲に及んで、景観を保護するために制定された条例の効果は、かなり有効であると思われる。

しかしいずれにしても、自治体による一方的な景観保護条例の制定や行政指導だけでは、真の意味での景観を形成することができないことはだれしも承知するところである。そこには、高天神城跡周辺地区に住む方々をはじめとして、郷土を愛する多くの有志達から、景観を保護しようという沸き上がる声が不可欠であり、それらの意見を十分に反映した地域密着形の条例でなくてはならないだろう。

そのためには、条例の制定に向けて多くの住民の意識に訴えるべく、各地域における説明会や勉強会、あるいは啓蒙活動を幅広くかつきめ細やかに継続していくことが肝要であろう。

景観とは、住民全ての財産であり、それを守ことは、他に誇り得ることではないだろうか。



東方からの高天神城跡遠景

第3節 整備と活用における(短期計画)

史跡高天神城跡は今後、この保存管理計画に沿って史跡の保存が図られ、将来へむけて永く後世へと伝えられていくことになると思われる。そして、次の段階として、その具体的方法を示す整備計画が必要となってくるのであるが、当然、それは、この保存管理計画に基づいたものでなくてはならない。尚、前節までに、整備に対する方向性が示された。これから、整備計画が検討され、具体的な計画が策定されるまでには、今しばらくの期間を要することになるであろう。しかし、史跡の現状において、早急に対処しなければならない多くの課題があることなどから、ここに、今後の史跡の整備及び活用にむけた短期的な計画を示す。

(1)基本整備計画について

- ・(仮称)史跡高天神城基本整備計画策定委員会の発足。
- ・基本整備計画の策定。

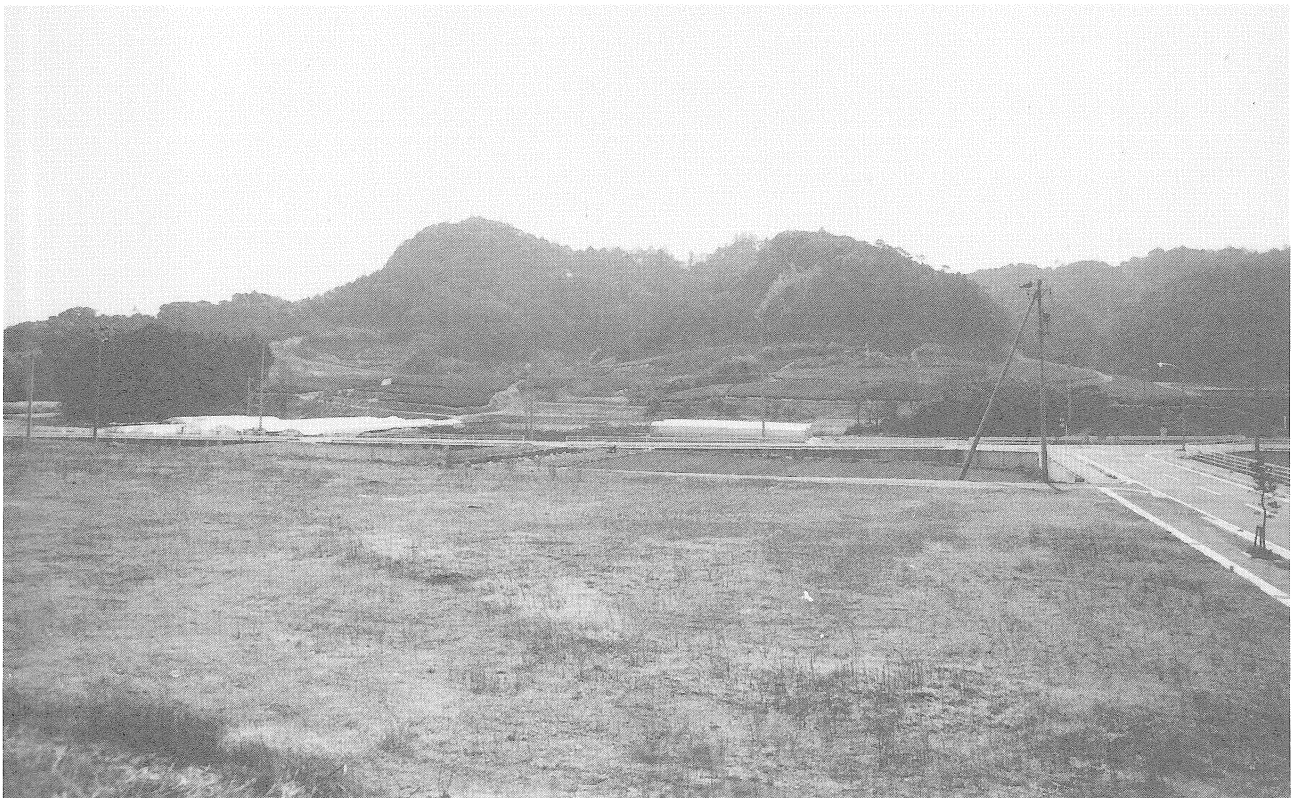
(2)緊急的遺構修理事業について

- ・崩壊しつつある遺構の応急修理。
- ・大規模な修理が必要なときは、事前の確認調査後に実施。

(3)遺構の表示について

- ・地形図及び縄張図の実績に基づいて、遺構に即した案内板及び説明板などのサイン表示の設置。
- ・保存管理計画において示された名称の統一。

尚、上記項目のうち、(2)・(3)については、(仮称)基本整備計画策定委員会の指導のもとに実施するものとする。



からめて門側からの高天神城跡全景

第4節 整備への中期・長期計画

この節の内容は、今後の整備計画の中で充分協議された形で盛り込まれていくことになるのであろう。したがって、ここでは将来への展望として概略を示すにとどめ、詳細な計画はのちの整備計画に委ねる。

中期的な計画としては、見学路の整備が挙げられる。先述しているように、見学することのできない良好な遺構への見学路の整備について検討する必要がある。また、これと同時に、見学路確保のための遺構確認調査や、見学ルート設定の検討も実施しなければならない。

次に、高天神六砦の整備についてであるが、本城と攻撃用砦という性格を異にする両者を1つとして促えて、はじめて高天神城跡の歴史の全容が明らかになることから、本城高天神城跡のみの整備だけではなく、高天神六砦の整備も含めて考えるべきである。また、この整備にあたっては、充分に事前調査を実施していかなければならない。

長期的な計画としては、次の2点が挙げられる。

①発掘調査

保存管理又は整備を実施するにあたり、事前の遺構確認調査をせずにおこなうことは、極めて危険であり、史実に基づかない、誤った知識を与えることにもなりかねない。

したがって、地表面の遺構観察を経て、次に遺構確認のための発掘調査が必要となってくる。これには、期間や費用はもちろん調査地点の選定など様々な課題が予想されるので、十分な検討が必要である。また、こうした発掘調査は大規模で、しかも、1人の調査担当者の作業量では負担も大きくなり、各分野の専門知識も必要となるため、発掘調査委員会等を組織し、考古学はもとより文献史学など、各分野の専門家との連携による調査が望ましい。さらに、発掘調査と同時に、古文書などの文献の調査も必要不可欠である。このようにして得られた様々な資料を研究し、考察した中で、遺構の復元整備がおこなわれるとともに、その遺構の状況に合った、より良い整備方法が検討されていくものとする。

②遺構整備

上記のように、発掘調査や文献資料などの研究成果をもとに検討されると、その結果にに応じた遺構整備が実施されていくことになる。これは、現在のような状態ではなく、調査結果等に基づき、史実に忠実な遺構復元をおこない、その遺構あるいは山城の様子がわかる状態に整備を実施することである。また、これらの遺構整備については調査結果に大きく左右されることであって、この段階では言明できない。さらに、復元についても同様で、工法や基準など検討すべき課題が山積みであり、今後の整備計画を待ちたい。

尚、建造物の復元についても同様であり、これらの発掘調査成果に基づいた推定復元についても充分協議した中でおこなうべきであり、復元建造物の取り扱いについて、今後、検討していかなければならない。

こうした整備を実施していく中で、直接の山城遺構の復元整備だけでなく、

資料展示や解説する場所としてのガイダンス施設や、その他の施設も今後検討していかねばならない。

こうしたことにより、生涯学習が叫ばれている中で、歴史学習の場あるいは郷土の文化伝承の場として、また、人々の憩いの場として、史跡が活用されていくものと思われるのである。

第6章

まとめ

高天神城跡の重要性については、すでに前章までの記述によって論じつくされた感があるが、重複を覚悟の上で、最後にまとめとして述べておきたい。

第2章第2節でみたように、高天神城は、天正9年(1581)の落城後は廃城となり、その後、長いこと、高天神社境内地などとして、地元の人びとによって守られてきた。戦国期の城が、消滅したり、開発の犠牲になって改変を余儀なくされている中で、戦国期の状態をほぼそのままの形でとどめている例はきわめて稀である。高天神城跡は、その、きわめて稀な代表例といつてよい。

しかも、遺構だけが残り、歴史がわからない城とはちがって、高天神城跡の場合には、戦国期を象徴するといつてもよい武田・徳川抗争の舞台となった城として、歴史も豊富であり、史料的な裏づけも多い。本丸、二の丸をはじめ、堂の尾曲輪など、当時の曲輪名が古文書などによって明らかとなり、それが現在に残る遺構と一致する例は少ない。その意味において、高天神城跡は、貴重な遺構である。

しかも、城が周囲の風景にマッチしていることも特筆される点である。

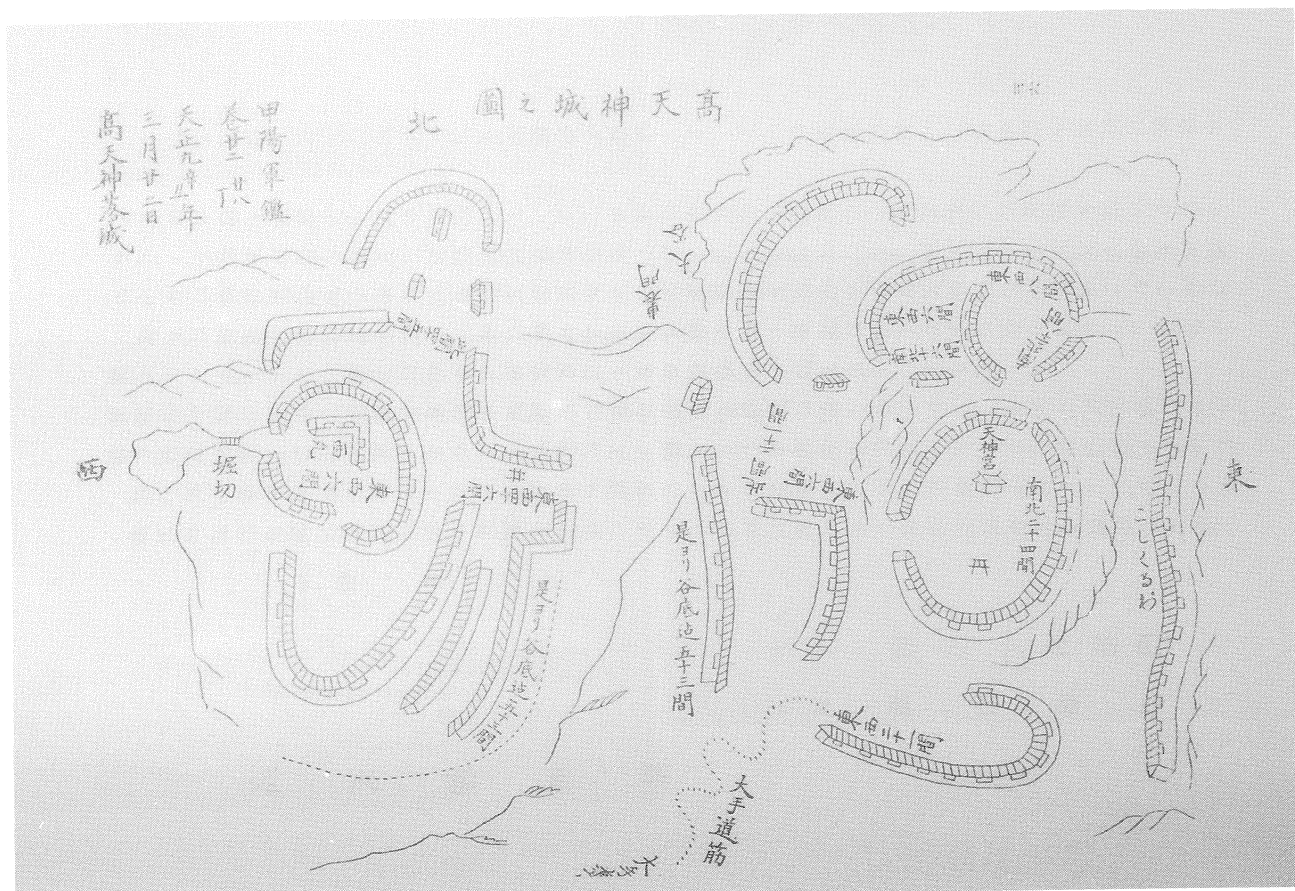
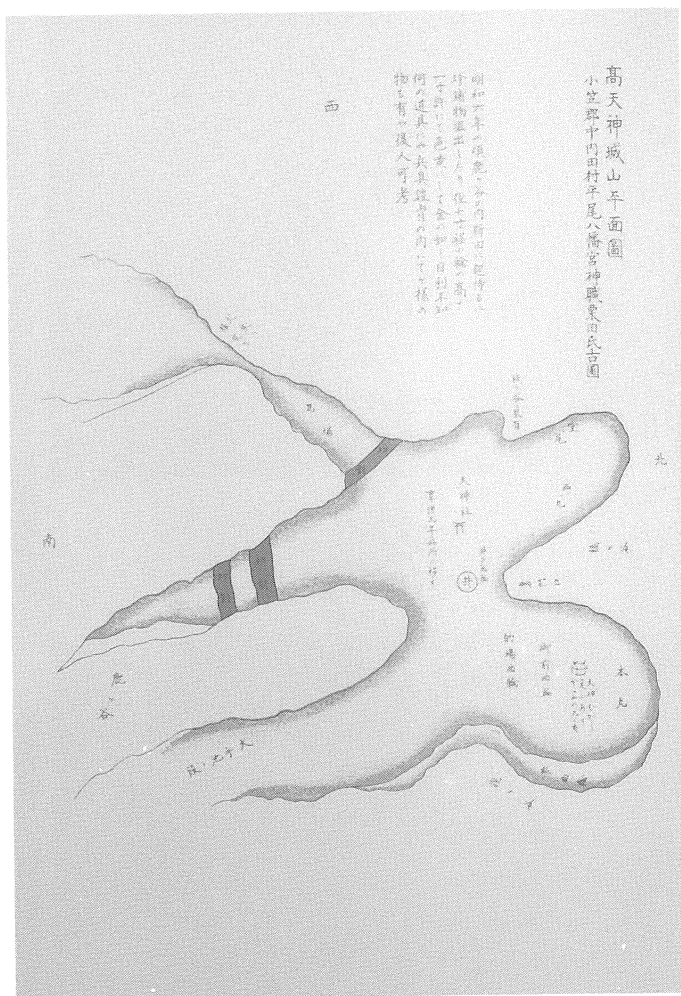
今後、この保存管理計画に従って、短期計画、長期計画に沿って保存整備がはかられることになるが、これまでの保存管理計画策定委員会は、整備委員会として発展解消することを希望する。

そして、整備委員会では、本保存管理計画を速やかに実行するよう要望する。

なお、国史跡としての指定地外に、すぐれた遺構のあることが、今回の実測調査等によって判明してきた。今後、追加指定が必要になろう。また、遺構の残りがよいとはいふものの、現状では、400年余の風雨にさらされ、土塁が低くなり、空堀が埋まってしまっている。土塁のかさあげや、堀の堀りなおしをし、必要に応じて芝はりなどの保存措置も必要になるものと思われる。



卷末資料



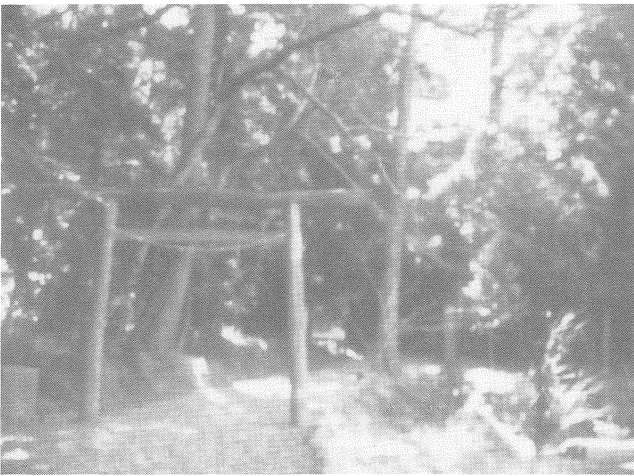
上下いずれの絵図面とも静岡縣史蹟名勝天然記念物調査報告第十集より



上空から見た高天神社



史跡高天神城跡遠景



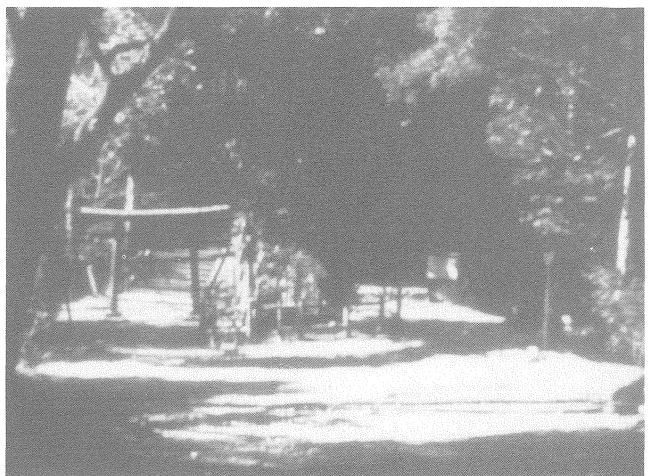
からめ手門址付近



からめ手道（登り口）



三日月井戸付近



井戸曲輪址遠景



井戸曲輪址近景 (かな井戸)



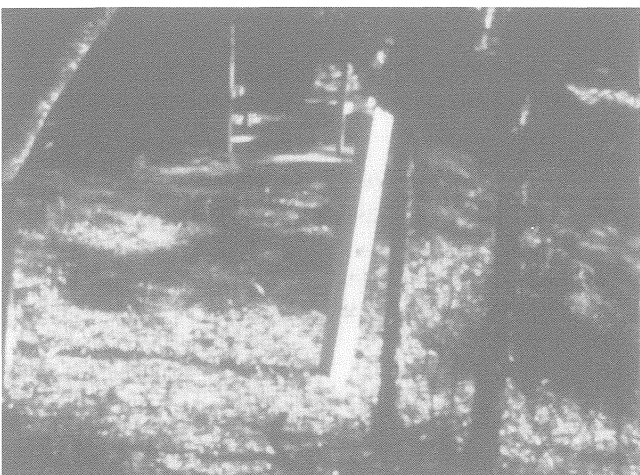
二の丸址付近



馬場平



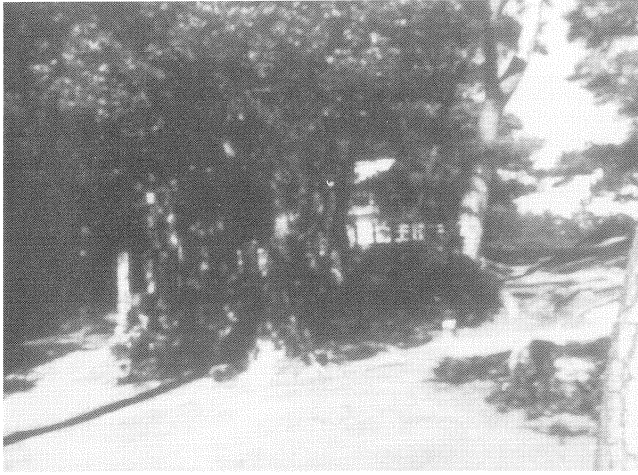
東峰と西峰の鞍部



的場曲輪址付近



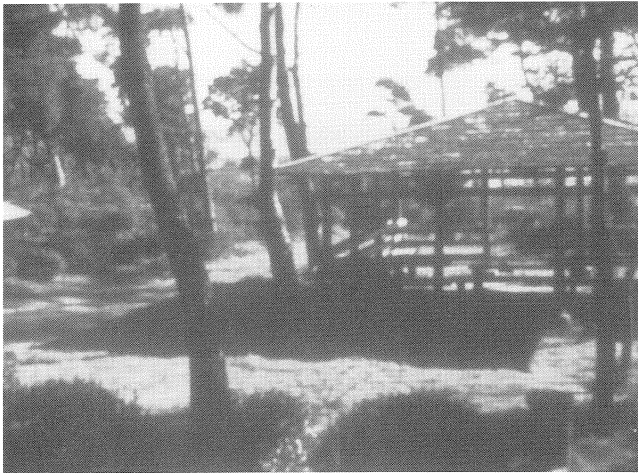
本丸址



元宮



遊歩道（本丸周辺）



三の丸址



遊歩道（三の丸周辺）



上空から見た本丸址周辺（左上に渡辺池が見える）



渡辺池から見た高天神城跡

史跡 高天神城跡保存管理計画策定報告書

平成 8 年 3 月 27 日

編集・発行／大東町教育委員会

〒437-14

静岡県小笠郡大東町三俣620番地

電話 <0537> 72-2211(代表)

印刷／有限会社エヌプロ

〒431-02

静岡県浜松市馬郡町1888

電話 <053> 592-8881

